

意見募集期間

2026 年 9 月 3 日～2026 年 9 月 16 日

容量市場 業務マニュアル

容量停止計画の調整業務 編

(実需給年度の 2 年度前に行う容量停止計画の調整)

(対象実需給年度：2027 年度、適用開始 2026 年 7 月 30 日)

(案)

2026 年 XX 月 XX 日 第 1 版 発行

電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	2026 年 XX 月 X 日

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに	4
1.1	本業務マニュアルの構成.....	6
1.2	本業務の対象となる電源等.....	6
1.3	本業務の対象となる容量停止計画.....	6
第2章	容量停止計画の提出手続.....	11
2.1	年間作業停止計画の共有.....	13
2.2	長期固定電源の容量停止計画の提出.....	14
2.3	流通設備作業の情報共有.....	25
2.4	長期固定電源以外の容量停止計画の提出.....	27
第3章	容量停止計画の調整手続.....	40
3.1	調整が必要なエリア・時期の確認.....	42
3.2	容量停止計画の変更検討.....	48
3.3	変更調整後の容量停止計画の提出.....	51
第4章	調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続.....	53
4.1	調整不調電源の確認.....	56
4.2	容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由の報告.....	58
4.3	やむを得ない理由の審査結果の受領.....	60
4.4	審査結果への異議申立.....	60
4.5	異議申立の妥当性審査結果の受領.....	61
4.6	調整不調電源に科される経済的ペナルティの確認.....	61
第5章	調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了以降の業務.....	67
5.1	影響を受ける他の事業者の同意の取得.....	68
5.2	変更が生じた旨の連絡.....	69
5.3	調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了以降の容量停止計画 の提出	70
Appendix.1	図表一覧.....	80
Appendix.2	業務手順全体図.....	82
Appendix.3	様式一覧.....	88

第1章 はじめに

容量市場業務マニュアル 容量停止計画の調整業務編以下「本業務マニュアル」という。）は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務規程（第32条の5）の規定に基づき作成された文書です。

本業務マニュアルは対象実需給年度が2027年度に容量確保契約を締結した電源へ適用し、容量提供事業者が実施する手続のうち、実需給年度の2年度前に行う容量停止計画の提出手続、容量停止計画の調整手続及び調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続に関して必要な手続及び容量市場システム¹の操作方法²が記載されています。

なお、実需給期間中の容量停止計画のリクワイアメントは、別途公表される容量市場業務マニュアルを参照してください。容量停止計画の提出・調整については指定された期間内に実施してください（図1-1参照）。

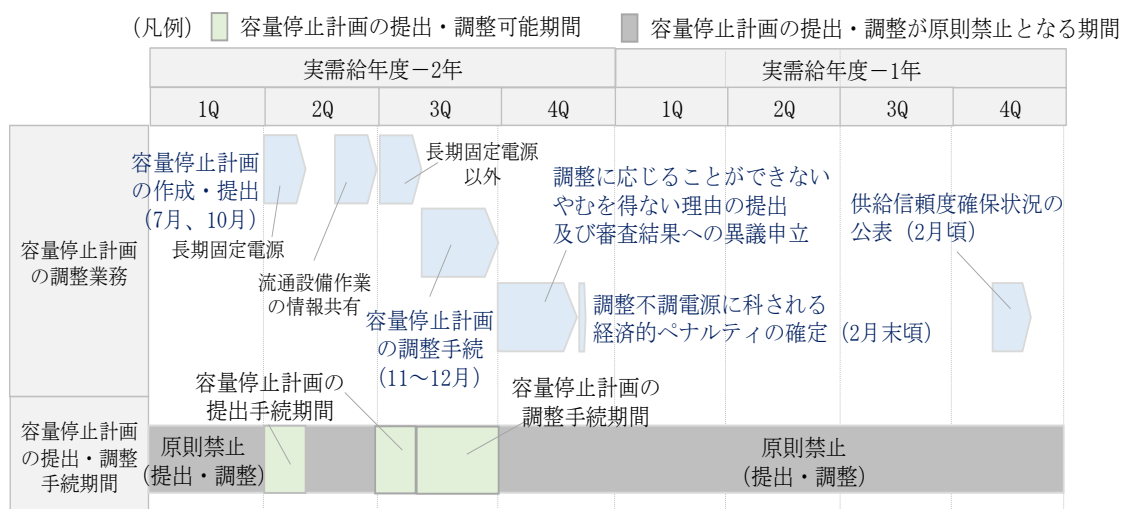


図 1-1 容量停止計画の調整業務に関する実施期間

¹ 容量市場システムは、容量市場における容量オークション（メインオークション、追加オークション（調達又はリリースオークション））への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。当該システムの利用に当たっては「容量市場システム利用規約」を遵守して頂く必要があります。

² 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアルを参照してください。

https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/youryou-system/200212_youryousystem_kiyaku_manual.html

容量停止計画の調整業務は、容量停止計画の提出手続、容量停止計画の調整手続、調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続、調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了以降の業務で構成されます(図 1-2 参照)。

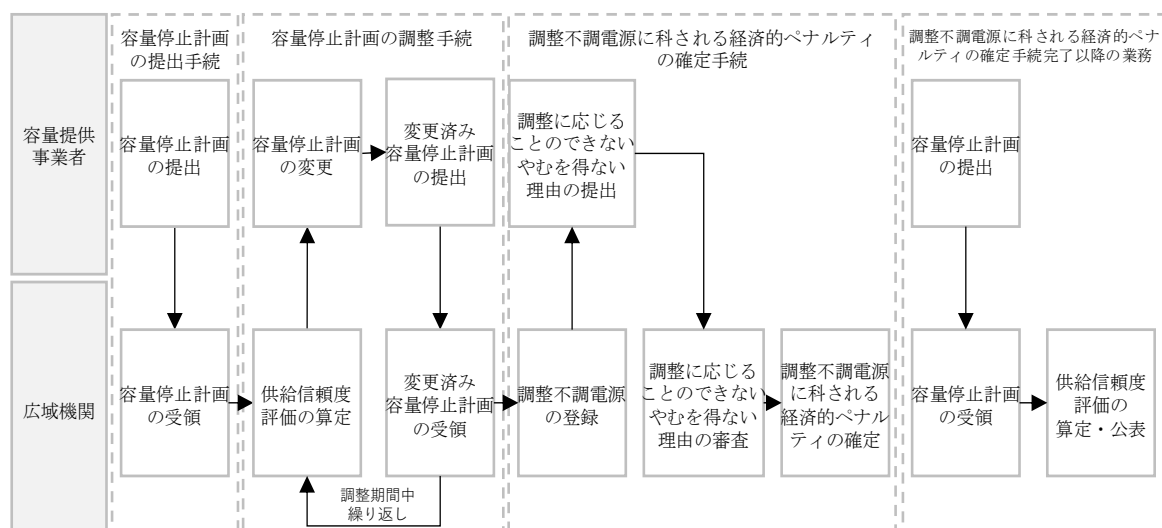


図 1-2 容量停止計画の調整業務の構成

容量停止計画の調整業務の具体的な手続に関しては以下の 1.1～1.3 を確認の上、「第 2 章 容量停止計画の提出手続」以降の内容を確認してください。

- 1.1 本業務マニュアルの構成
- 1.2 本業務の対象となる電源等
- 1.3 本業務の対象となる容量停止計画

1.1 本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成は以下の通りです（図 1-3 参照）。

容量停止計画の提出手続に関する業務は第2章、容量停止計画の調整手続に関する業務は第3章、調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続に関する業務は第4章、調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了以降の業務は第5章を参照してください。

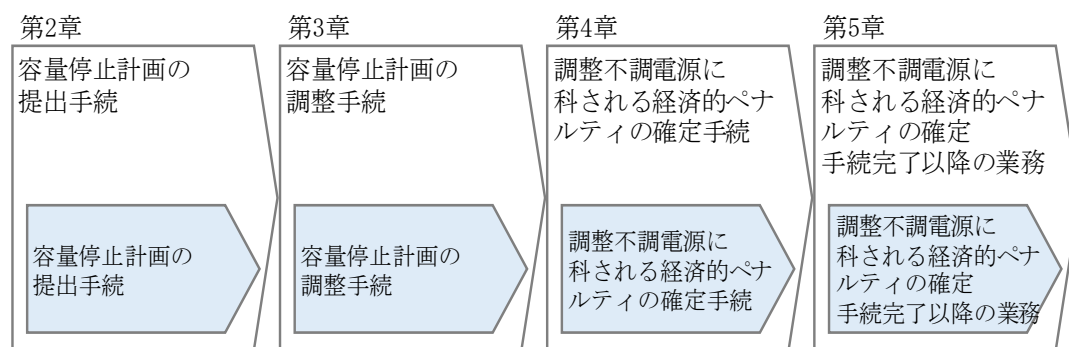


図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）

1.2 本業務の対象となる電源等

容量停止計画の調整業務の対象となる電源等は、以下となります。

- ① メインオークションで落札した安定電源及び変動電源（単独）
- ② ①の差替先となった電源等

以下の本資料においては、①、②を総称して「対象電源」といいます。

1.3 本業務の対象となる容量停止計画

対象電源により供給力を提供する容量提供事業者は、実需給年度において、以下のいずれかの理由に伴い、電源の出力が停止又は抑制（以下、「出力停止等」という。）する計画がある場合、容量停止計画を提出します（詳細は第2章を参照）。

なお、応札単位に電源が複数ある場合、容量市場システムに登録している電源等情報の詳細情報単位で容量停止計画を提出する必要があります。

- ① 電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合
（「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修を対象）
- ② 流通設備作業等に伴い出力停止等する場合
（高圧及び低圧等の流通設備作業は対象外）
- ③ 地元自治体との協定等の履行に伴い出力停止等する場合

容量停止計画を提出したエリア・期間が、本機関の公表する供給信頼度算定結果において追加設備量を利用する場合の基準又は供給信頼度確保に影響を与える場合の基準（以下、「供給信頼度の基準」という。）を満たしていない場合、容量停止計画の調整に応じていただきます。調整期間終了後、供給信頼度の基準を満たしていないエリア（ブロック）・期間に容量停止計画を提出している電源は調整不調電源となり、経済的ペナルティが科されます。

注1：対象となる容量停止計画

「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」で、計画補修、定期補修、中間補修は次のとおり定義しています。

計画補修：定期補修及び中間補修とし、発電機別に付帯作業等も考慮した実計画補修日数を考慮。

定期補修：定期的に実施する点検・補修作業で定期自主検査などが該当。

中間補修：定期補修に対し必要に応じ実施される補修作業などが該当。

注2：注1に記載の計画補修や定期補修、中間補修に該当する場合でも、日数が短く休日等の軽負荷時に実施可能な場合は、通常、停止電力としては見込まず、本業務マニュアルの調整対象には含みません。

注3：電源等の維持・運営に必要な作業以外（事故や運用による供給力の減少、燃料制約など）に起因する出力停止等は本業務マニュアルの調整対象には含みません。

注4：計画補修による停止電力の算定（図 1-4～図 1-6 参照）

「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」の内容を踏まえて、停止電力の算定は以下のとおり行ってください。

- ・計画補修による停止電力は、原則、月平均値とします。
- ・調整係数が適用される電源の出力可能容量は調整係数を乗じて算定します。
- ・供給力は本機関が供給区域毎に指定する記載断面³の「月間計画の算定期間、指定時」で指定する「月間」、「前半」、「後半」の平均値として算定します。
- ・月を跨ぐ作業計画は、それぞれの月単位で出力可能容量を算定します。

なお、2026年度供給計画においては前半・後半（2値）に細分化された様式を提出いただいておりますが、容量停止計画の調整業務では、記載断面の算定期間（月間・前半・後半）のうち1断面にて各月の出力可能容量を算定してください。

³対象実需給年度2年前のものを参照して算定します。

注5：応札単位に電源が複数ある場合

応札単位に電源が複数ある場合、各電源の供給力は、号機単位で出力可能容量を算定します。応札単位に電源が複数あり、計画補修等で出力可能容量の合計値が応札単位のアセスメント対象容量を下回る場合は、作業のない電源についても号機単位で出力可能容量を提出する必要があります。

ただし、作業停止などを踏まえて応札容量を決定している場合、各号機の計画補修時においても出力可能容量の合計値が応札単位のアセスメント対象容量を下回ることがなければ、容量停止計画の提出を省略することができます。

なお、発電方式の区分が純揚水・蓄電池の出力可能容量は、期待容量等算定諸元一覧の「各月の管理容量」に、作業及び作業を考慮した運転継続時間から求めた調整係数を乗じた値とします。

変動電源（単独）は、調整係数に停止電力が考慮されているため、容量停止計画において停止電力の反映は不要ですが、作業計画把握のため「出力可能容量＝当該月のアセスメント対象容量」として容量停止計画を提出する必要があります。

注6：対象実需給年度においてメインオークション及び長期脱炭素電源オークションに係る契約を締結している水素・アンモニア混焼の火力電源及びCCS付火力電源の容量停止計画の提出

基本的に容量停止計画は号機単位で作成いただきますが、対象実需給年度においてメインオークション及び長期脱炭素電源オークションに係る契約を締結している水素・アンモニア混焼の火力電源及びCCS付火力電源の場合は、契約単位の容量停止計画を作成の上、提出してください。

契約単位の容量停止計画提出にあたっての出力可能容量は、号機単位の出力可能容量に、電源全体の設備容量（送電端）に対する各契約の「契約容量に相当する設備容量（送電端）」の割合を乗じて算定してください。

契約単位の「契約容量に相当する設備容量（送電端）」は以下のとおりです。なお、「設備容量（送電端）」、「混焼率」、「CO₂回収率」については、長期脱炭素電源オークションの電源等情報として提出済の値を使用してください。

既設火力の改修のうち水素・アンモニア混焼の火力電源

①長期脱炭素電源オークションの契約分：

電源全体の設備容量(送電端)×混焼率

②メインオークションの契約分：

電源全体の設備容量(送電端)－①の容量

既設火力の改修のうち CCS 付火力電源

①長期脱炭素電源オークションの契約分：

化石燃料部分の設備容量(送電端)×CO₂回収率

②メインオークションの契約分：

電源全体の設備容量(送電端)－①の容量

注7：容量提供事業者と発電契約者が異なる場合

容量停止計画は、作業停止計画と整合する必要があります。容量提供事業者と発電契約者が異なる場合、容量提供事業者は発電契約者と作業調整を行った上で、容量停止計画を提出する必要があります。

注8：端数処理について

出力可能容量の単位は1kWとし、小数点以下第1位を切り捨てとします。

月平均値の算出例（月間）

【条件】

- ・供給力：1,000kW（送電端）
- ・4月1日～10日まで計画補修
- ・算定期間：月間

【算出】

停止電力の月平均値

$$1,000\text{kW} \times (10\text{日} \div 30\text{日}) = 333.3\text{kW}$$

月平均した供給力（出力可能容量※1）

$$1,000\text{kW} - 333.3\text{kW} = 666\text{kW} \quad ※2$$

※1：調整係数が適用される電源は調整係数を乗じる

※2：小数点以下第1位切り捨て

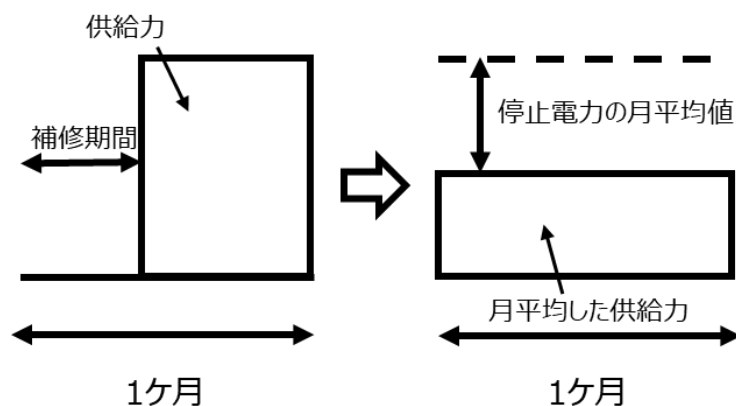


図 1-4 月平均値の算定方法（「月間計画の算定期間、指定時」で指定する「月間」の月の例）

月平均値の算出例（後半）

【条件】

- ・供給力：1,000kW（送電端）
- ・7月10日～20日まで計画補修
- ・算定期間：後半※1

【算出】

停止電力の月平均値

$$1,000\text{kW} \times (5\text{日} \div 16\text{日}) = 312.5\text{kW}$$

月平均した供給力（出力可能容量※2）

$$1,000\text{kW} - 312.5\text{kW} = 687\text{kW}^{\ast 3}$$

※1：31日の月は16日～31日(16日)となる

※2：調整係数が適用される電源は調整係数を乗じる

※3：小数点以下第1位切り捨て

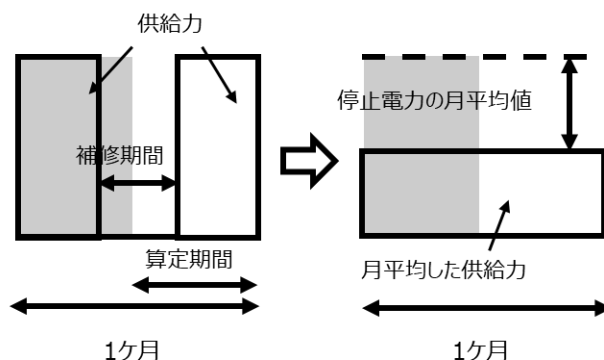


図 1-5 月平均値の算定方法（「月間計画の算定期間、指定時」で指定する「後半」の月の例）

月平均値の算出例（月を跨ぐ作業）

【条件】

- ・供給力：1,000kW（送電端）
- ・4月11日～5月5日まで計画補修
- ・算定期間：月間

【算出】

停止電力の月平均値

$$1,000\text{kW} \times (20\text{日} \div 30\text{日}) = 666.7\text{kW}(\text{4月})$$

$$1,000\text{kW} \times (5\text{日} \div 31\text{日}) = 161.3\text{kW}(\text{5月})$$

月平均した供給力（出力可能容量※1）

$$1,000\text{kW} - 666.7\text{kW} = 333\text{kW}(\text{4月})^{\ast 2}$$

$$1,000\text{kW} - 161.3\text{kW} = 838\text{kW}(\text{5月})^{\ast 2}$$

※1：調整係数が適用される電源は調整係数を乗じる

※2：小数点以下第1位切り捨て

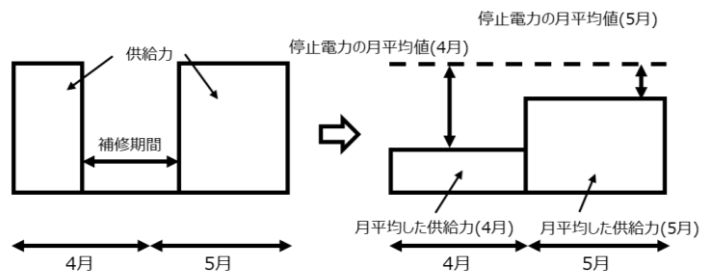


図 1-6 月平均値の算定方法（月を跨ぐ作業の例）

第2章 容量停止計画の提出手続

本章では、容量停止計画の提出手続に関する以下の内容について説明します（図 2-1、図 2-2 参照）。

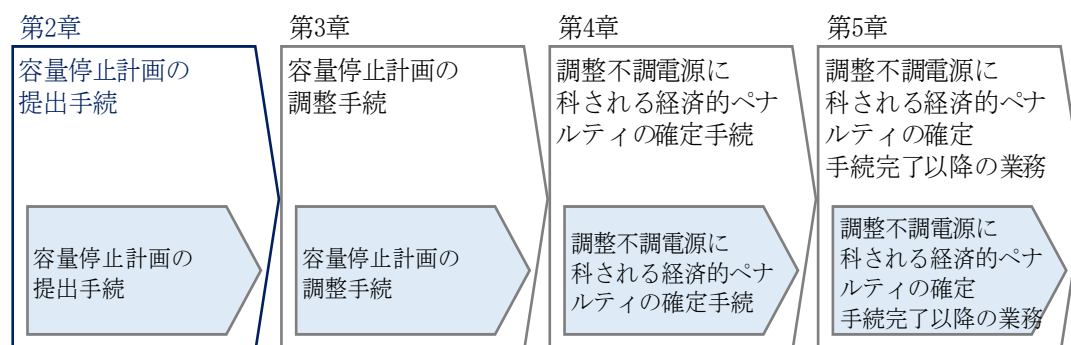


図 2-1 第2章の構成

- 2.1 年間作業停止計画の共有
- 2.2 長期固定電源の容量停止計画の提出
- 2.3 流通設備作業の情報共有
- 2.4 長期固定電源以外の容量停止計画の提出

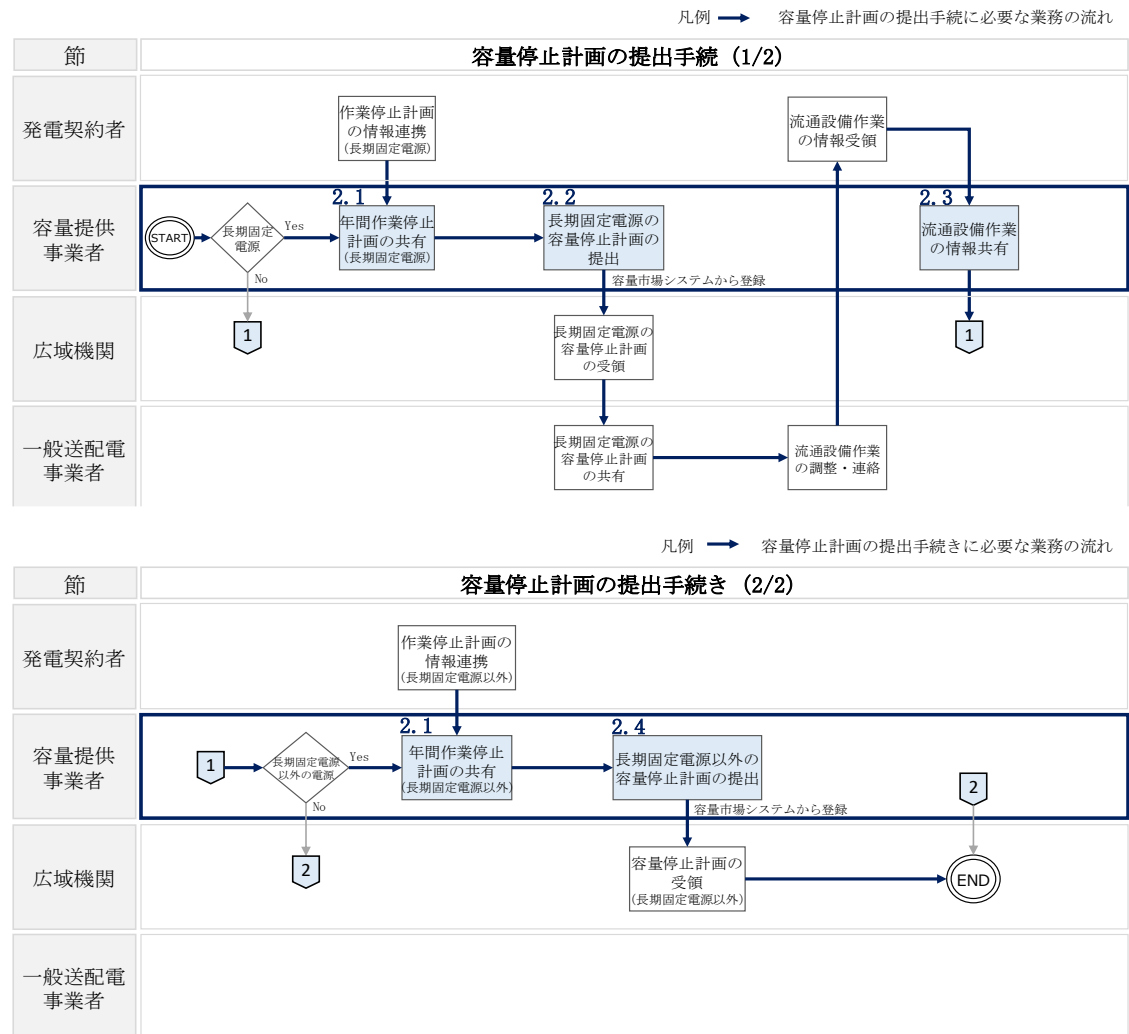


図 2-2 容量停止計画の提出手続の詳細構成

(詳細は Appendix. 2 参照)

2.1 年間作業停止計画の共有

容量停止計画は、年間作業停止計画と整合を図った上で提出する必要があるため、本項では、まず作業停止計画の共有について説明します。

発電契約者は、電力設備の点検や修繕等の年間作業停止計画を作業停止計画調整マニュアルに基づき提出する必要があります。発電契約者が広域機関システムへ作業停止計画を登録する方法については、広域機関システム操作マニュアル入力支援ツール（作業停止計画）⁴を参照してください。

容量提供事業者は、年間作業停止計画と整合を図った上で、本章『2.2 長期固定電源の容量停止計画の提出』及び『2.4 長期固定電源以外の容量停止計画の提出』の手順に従い容量停止計画を提出してください。

⁴ <https://www.occto.or.jp/various/octosystem/manual.html>

2.2 長期固定電源の容量停止計画の提出

本項では、長期固定電源の容量停止計画の提出方法について説明します。実需給年度において長期固定電源（原子力、水力（揚水式を除く。）又は地熱）に出力停止等が発生する流通設備作業については、長期固定電源の作業停止に同調することを原則として調整されます。当該年度において出力停止等を必要とし、流通設備作業に同調を求める長期固定電源を保有する容量提供事業者は、実需給2年度前の7月末日までに、該当する長期固定電源の容量停止計画を容量市場システムへ提出する必要があります。

同年度内に複数の作業がある場合、それぞれの作業で個々に容量停止計画を提出してください。また、月を跨ぐ作業がある場合、各月の出力可能容量を算定し、作業ごとに容量停止計画を提出してください。

なお、各エリアの系統状況や計画停止調整状況によっては、長期固定電源の作業停止に同調できない場合があります。

上記に該当しない電源は、『2.4 長期固定電源以外の長期固定電源以外の容量停止計画の提出』にて実需給2年度前の10月末日までに容量停止計画を提出する必要があります。

注1：容量提供事業者と発電契約者が異なる場合

容量提供事業者と発電契約者が異なる場合においても、容量提供事業者は、年間作業停止計画と整合を図った上で、本章『2.2 長期固定電源の容量停止計画の提出』及び『2.4 長期固定電源以外の容量停止計画の提出』において容量停止計画を提出する必要があります。

注2：電源等差替を行った電源における留意事項について

容量確保契約は本機関と差替元電源等提供者間で締結されているため、容量停止計画の登録主体は差替元電源等提供者となります。ただし、容量市場システムの調整不調電源情報（日数、減額率[%]、広域機関判断結果）の更新があった場合の通知については、差替先電源等提供事業者へ通知されますので、差替事業者間で連携のうえご対応ください。

一方で、「調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給2年度前）」、「調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給年度）」については容量確保契約の契約主体である差替元電源等提供者に対して送付されます。差替元電源等提供者・差替先電源等提供者間で必要に応じて当該通知内容を共有の上、内容を確認してください。

注3：容量停止計画提出後の変更について

流通設備作業に同調を求める長期固定電源の容量停止計画を容量市場システムに提出した以降は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に、追加・変更を認めることとします。

容量停止計画を容量市場システムへ提出する方法としては次の2通りがあります。

- ①CSV ファイルのアップロードによる登録（新規登録を一括で実施する場合）
- ②容量市場システム上で直接登録（新規登録を個別で実施する場合）

【詳細説明】

- ① CSV ファイルのアップロードによる登録方法（新規登録を一括で実施する場合）

容量停止計画の内容を CSV ファイルに記載の上、容量市場システムにアップロードすることで容量停止計画を提出することができます。容量提供事業者が複数電源を応札している場合、及び複数の停止計画を予定している場合は、1 ファイルにまとめてアップロードすることも可能です。

以下の手順に沿い、容量市場システムからダウンロードした CSV ファイルを用いて、記載項目一覧（表 2-1 参照）に沿って反映した容量停止計画を容量市場システムへアップロードしてください。なお、提出するファイルは、別途公表する容量停止計画提出用 CSV ファイル作成支援ツールを用いて作成することもできます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブにて「容量停止計画管理」ボタンをクリックし、「容量停止計画一覧画面」へ進みます。「実需給年度」、「電源等識別番号（10 桁）」を入力し、「設定用 CSV 出力」ボタンをクリックすると、「容量停止計画設定 CSV」が出力されます。

出力した CSV ファイルは、TXT ファイル形式で開き、編集します(図 2-3 参照)。各項目は、カンマ「,」によって区切られております。

注：容量停止計画をまとめる場合の留意点

複数の容量停止計画を1つにまとめる場合の留意点は次のとおりです。

- ・1行に1つの容量停止計画の情報を入力し、複数の計画がある場合は2行目以降に入力してください。
- ・1ファイルに複数電源の容量停止計画をまとめた場合、先頭行の電源等識別番号（10 桁）をファイル名に記載してください。
- ・容量停止計画は号機単位で作成してください。
- ・月を跨ぐ作業計画は、月単位に分けて容量停止計画を作成してください。

第2章 容量停止計画の提出手続

- ・複数事業者の容量停止計画を1ファイルにまとめることはできませんので、事業者ごとにファイルを作成してください。
- ・容量停止計画を変更する場合は、変更する計画のみ提出してください。変更しない計画が含まれる場合は、該当の行を削除の上で、提出してください。

必要事項を入力する（表 2-1 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧）を参照

【停止情報追加後】

“容量停止計画ID”、“実需給年度”、“電源等識別番号”、“電源等の名称”、“電源等差替ID”、“差替元電源等識別番号”、“受電地点特定番号”、“枝番”、“停止設備（号機単位の名称）”、“系統コード（号機単位）”、“作業開始年月日”、“作業開始時分”、“作業終了年月日”、“作業終了時分”、“広域受付番号”、“出力可能容量[kW]”、“容量停止計画登録状況”、“登録区分”

2026.0000009141.電源7Y10.安定1.0000000352.0000009043.3300000000000000000020.1.1号機.21111.20260401.1000.20260430.2000.1234567.1500.1	2026.0000009141.電源7Y10.安定1.0000000352.0000009043.3300000000000000000020.2.2号機.22221.20260515.1000.20260530.2000.1234568.2500.1	2026.0000009141.電源7Y10.安定1.0000000352.0000009043.3300000000000000000020.3.3号機.23331.20260620.1000.20340630.2000.1234569.3500.1
--	--	--

容量停止計画を提出しない場合は、対象行を削除する

図 2-3 容量停止計画設定 CSV

表 2-1 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧

CSV データ配列	項目	留意点
①	容量停止計画 ID	編集しないでください（空欄、又は入力済みの値のまま）
②	実需給年度	対象となる実需給年度を入力 （登録済みの場合は変更不要）
③	電源等識別番号	提出する容量停止計画の電源等識別番号（10桁）を入力 （登録済みの場合は変更不要）
④	電源等の名称	提出する容量停止計画の電源等の名称を入力 （登録済みの場合は変更不要）
⑤	電源等差替 ID	電源等差替を実施している場合には電源等差替 ID（10 桁）を入力 ※電源等差替を実施していない場合も、CSV データ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）で入力してください

CSV データ配列	項目	留意点
⑥	差替元電源等識別番号	差替元電源等識別番号（10桁）を入力 ※電源等差替を実施していない場合も、CSV データ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）で入力してください
⑦	受電地点特定番号	提出する容量停止計画の受電地点特定番号（22桁）を入力 （登録済みの場合は変更不要）
⑧	枝番	容量市場システムにより号機単位で附番される番号を入力 （登録済みの場合は変更不要）
⑨	停止設備 （号機単位の名称）	提出する容量停止計画の電源等の号機単位の名称を入力 （登録済みの場合は変更不要）
⑩	系統コード（号機単位）	提出する容量停止計画の電源等の系統コード（5桁）を入力 （登録済みの場合は変更不要）
⑪	作業開始年月日	YYYYMMDD 形式の半角数字で入力 例：2027年10月1日に作業開始の場合「20271001」と入力
⑫	作業開始時分	hhmm 形式の半角数字で入力 例：9:05 に作業開始の場合「0905」と入力
⑬	作業終了年月日	YYYYMMDD 形式の半角数字で入力例：2027年10月3日に作業終了の場合「20271003」と入力
⑭	作業終了時分	hhmm 形式の半角数字で入力 例：9:05 に作業終了の場合「0905」と入力 ※24:00 に作業終了の場合「2359」と入力
⑮	広域受付番号	広域機関システムを参照し、該当する作業停止計画に附番されている広域受付番号（7桁）を入力 ※広域機関システムに作業停止計画を提出していない場合は、「zzzzzzz」と入力

CSV データ配列	項目	留意点
⑯	出力可能容量[kW]	1以上の整数を入力 ※少数点以下第1位を切り捨て ※出力可能容量が0kWの場合は「1」と入力
⑰	容量停止計画登録状況	編集しないでください（空欄、又は入力済みの値のまま）
⑱	登録区分	1, 2のいずれかの半角数字を入力 1：初回登録 2：変更（2回目以降）

記載項目一覧に沿って容量停止計画の内容をCSVファイルに反映後、容量市場システムにアップロードします。

容量停止計画のファイル名は「容量停止計画_事業者コード（4桁）_対象実需給年度_電源等識別番号（10桁）_R 変更回数.CSV」としてください。なお、ファイルサイズが1MBを超える場合には、ファイルを分割し、アップロードしてください。その場合のファイル名は「容量停止計画_事業者コード（4桁）_対象実需給年度_電源等識別番号（10桁）_A 枝番_R 変更回数.CSV」としてください。

例）ファイルを分割しない場合

容量停止計画_0123_yyyy_0123456789_R0.CSV

事業者 対象 電源等 変更
コード 実需給年度 識別番号 回数

例）ファイルを2個に分割する場合

1 個目：容量停止計画_0123_yyyy_0123456789_A1_R0.CSV

事業者 対象 電源等 枝番 変更
コード 実需給年度 識別番号 回数

2 個目：容量停止計画_0123_yyyy_0123456789_A2_R0.CSV

事業者 対象 電源等 枝番 変更
コード 実需給年度 識別番号 回数

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「一括登録・変更」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進みます。

「ファイル種別」にて「9:容量停止計画登録・変更」を選択します。「ファイル選択」ボタンをクリックし、アップロードしたい容量停止計画を選択します。容量停止計画のファイル名が容量市場システム上に表示されたら、「アップロード」ボタンをクリックし、提出を完了します（図 2-4 参照）。

注：調整期間終了以降における容量停止計画の提出

容量停止計画を調整期間終了以降に追加・変更することは、原則として認められておりません。ただし、法令上の対応や緊急的な設備トラブル、容量停止計画の調整期間終了以降の期間に属地一般送配電事業者から調整依頼が発生した場合は、例外的に容量停止計画の調整期間の終了以降にも容量停止計画の提出が認められます。この場合の手続きについては、「第5章 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了以降の業務」を参照してください。

なお、調整期間終了以降に容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更を行ったことで供給信頼度確保へ影響を与える場合には、実需給2年度前の2月頃の供給信頼度算定結果をもとに容量確保契約約款第16条に記載の式に則り算定した経済的ペナルティ金額を1.5倍したものを科す場合があります。

市場退出した場合は、提出した容量停止計画の変更若しくは取消をしてください。

容量市場システム

ログイン日時: 2021/02/03 14:47
ユーザ名: 担当 ア(フェーズ2) ログアウト

一括登録・変更画面

TOP > 参加登録 > 一括登録・変更 > 一括登録・変更画面

ファイル種類	*	ファイル種別を指定してください。 9:容量停止計画登録・変更	
アップロードファイル	*	アップロードファイルを選択してください。 (アップロードファイル名)	ファイル 選択

ポータル
トップ

アップ
ロード

Copyright OCCTO. All Rights Reserved.

容量停止計画（年間）を「ファイル選択」ボタンから選択し、アップロードボタンをクリックしてください。

図 2-4 容量停止計画登録の画面イメージ

容量市場システムに容量停止計画を提出した後、以下の手順にて容量停止計画が正しく登録できているかを必ず確認してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「一括登録・変更結果確認」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面結果確認画面」へ進みます（図 2-5 参照）。

「ファイル種別」にて「9:容量停止計画登録・変更」を選択し、登録日を入力して「検索」ボタンをクリックします。「一括登録結果一覧」に条件に合致する容量停止計画が表示されます。「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了しておりません。1時間程度時間を空けて再度確認してください。「登録結果」が「OK」となっていれば正しく登録されていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合、正しく登録されておりませんので、エラーを修正後、再提出が必要になります。

「NG」となった場合、当該の容量停止計画の「選択」欄にチェックを入れ、「CSV 出力」ボタンをクリックして、「一括登録・変更エラー一覧 CSV ファイル」をダウンロードします。内容を確認し⁵、エラーとなっている原因を解消し、再度容量停止計画を提出してください。

「登録結果」を確認し、「OK」と表示されている容量停止計画は正しく登録できています。「NG」と表示されているものは、正しく登録できておりませんので、原因を確認して再登録してください。

選択	登録ファイル名	事業者コード	参加登録申請者名	ユーザID	登録日時	登録結果
☐	容量停止計画_〇〇株式会社_2044_000010110.csv	7Y93	事業者C	U300094505	2021/02/04 10:47:20	NG
☐	容量停止計画_〇〇株式会社_2044_000010110.csv	7Y93	事業者C	U300094505	2021/02/04 11:20:42	NG
☐	容量停止計画_〇〇株式会社_2044_000010110.csv	7Y93	事業者C	U300094505	2021/02/04 12:32:29	OK

図 2-5 一括登録・変更結果確認画面

② 容量市場システム上で直接登録（新規登録を個別で実施する場合）

個別の容量停止計画の提出は、容量市場システム上で直接登録することも可能です。容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブにて「容量停止計画管理」ボタンをクリックし、「容量停止計画一覧画面」へ進みます。「新規登録」ボタンをクリックし、登録対象の「電源等識別番号（10桁）」を入力、「検索」ボタンを

⁵ 「一括登録・変更エラー一覧 CSV ファイル」は、ご利用のコンピュータによっては、EXCEL 形式で開くと文字化け等によりうまく読み込めないことがあります。その場合は TXT ファイル形式等で開き、内容を確認してください。

クリックすると、検索条件に紐づく電源等情報詳細一覧が表示されます。容量停止計画の登録対象とする電源等情報詳細を選択の上、画面に従って必要項目を入力してください（図 2-6 参照）。必要情報の入力後、「実行」ボタンをクリックすると確認ダイアログが表示されます。容量停止計画情報を登録する場合、[OK]をクリックしてください。容量停止計画情報の登録をキャンセルする場合、[キャンセル]をクリックしてください。確認ダイアログにて「OK」をクリック後、完了画面が表示された場合、容量停止計画情報の登録が完了となります。

容量停止計画情報

電源等識別番号 * 半角英数字で入力してください。 0000005060

電源等差替ID 半角数字で入力してください。

電源等情報詳細一覧

選択	枝番	号機単位の名前	系統コード	電源種類の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運用年月	実需給年度	詳細
☒	1	H115電源1_1号機	H1150	火力	石炭	500,000	2024/05	2052	詳細
☐	2	H115電源1_2号機	H1150	火力	LNG (GDOC)	300,000	2024/05	2052	詳細
☐	3	H115電源1_3号機	H1150	火力	LNG (その他)	200,000	2024/05	2052	詳細

必須項目を入力

提出元事業者コード H115

作業開始日時 * yyyy/mm/dd HH:MM形式で入力してください。 [] : []

作業終了日時 * yyyy/mm/dd HH:MM形式で入力してください。 [] : []

広域受付番号 * 全角または半角文字で入力してください。

出力可能容量[kW] * 半角数字で入力してください。

図 2-6 個別の容量停止計画情報登録画面イメージ

容量停止計画を誤って提出した場合、「容量停止計画登録状況」が広域確認前（「登録確認待」「変更確認待」「取消確認待」）の状態であれば、容量停止計画は取下げ⁶が可能です。また、「容量停止計画登録状況」が広域確認後（「調整不調電源反映済」）の状態であれば、容量停止計画の変更、若しくは削除の場合は取消⁷することができます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブから「容量停止計画管理」リンクをクリックして、「容量停止計画一覧画面」へ進みます（図 2-7 参

⁶ 容量停止計画の登録や変更、取消を「取下げ」することで、「容量停止計画登録状況」を当該の操作前の状態に戻します。

⁷ 提出した容量停止計画の「取消」をした場合、対象の登録している計画が削除され、未登録の状態となります。

照)。「実需給年度」を入力し、「検索」ボタンをクリックすると、該当する容量停止計画が一覧表示されます。取下げたい容量停止計画の「選択」欄にチェックを入れて、「取下げ」、「取消」をクリックすると、登録した容量停止計画を取下げ及び取消することができます(図2-8参照)。

また、容量停止計画のシステム登録手続き一覧を表2-2に、容量市場システムにおける容量停止計画に登録ステータス一覧を表2-3に、ステータスの遷移図を図2-9に示します。

図 2-7 容量停止計画一覧画面イメージ

図 2-8 容量停止計画の取下げ・取消イメージ

表 2-2 容量停止計画のシステム登録手続き一覧

手続	状態	留意点
初回登録	容量停止計画を新規で提出	・ CSV ファイルを作成し、容量市場システムにアップロードする場合は以下に留意すること - 提出時に容量停止計画 ID が入力されている場合は取込エラーとなる - 容量停止計画 CSV の登録区分は「1」で入力
変更	提出済みの容量停止計画を変更	・ CSV ファイルを作成し、容量市場システムにアップロードする場合は以下に留意すること - システムの登録状況が「登録確認待」若しくは「調整不調電源反映済」の際に手続きが可能 - 容量停止計画 CSV の登録区分は「2」で入力 - 変更の場合、登録済みの容量停止計画の取消は不要
取消	提出済みの容量停止計画を取消	・ 容量市場システム上で直接操作を行う場合は、以下に留意すること - 提出済みの容量停止計画が削除される - システムの登録状況が「調整不調電源反映済」の際に手続きが可能
取下げ	容量停止計画の初回登録、変更、取消の申請中の容量停止計画を取下げ	・ 容量市場システム上で直接操作を行う場合は、以下に留意すること - 手続き前の状態に戻るだけで、提出済みの容量停止計画はなくなる - システムの登録状況が「登録確認待」、「変更確認待」、「取消確認待」の際に手続きが可能

表 2-3 容量市場システムにおけるステータス一覧

容量停止計画登録状況		説明
①	なし	容量停止計画が提出されていない状態です。
②	登録確認待	初回登録の容量停止計画が提出された状態であり、容量提供事業者にて容量停止計画の変更と取下げが可能です。本機関にて内容の確認を開始すると、③登録確認中のステータスに移行します。容量提供事業者にて容量停止計画の変更を行うと④変更確認待のステータスに、取下げを行うと⑩登録確認待取下げのステータスに移行します。
③	登録確認中	本機関において初回登録された容量停止計画の内容の確認中であり容量提供事業者では、操作ができません。本機関にて内容の確認が完了すると、⑧調整不調電源反映済のステータスに移行します。
④	変更確認待	変更の容量停止計画が提出された状態であり、容量提供事業者にて容量停止計画の更なる変更と取下げが可能です。本機関にて内容の確認を開始すると、⑤変更確認中のステータスに移行します。容量提供事業者にて容量停止計画の変更を行うと④変更確認待のステータスに、取下げを行うと⑪変更確認待取下げのステータスに移行します。
⑤	変更確認中	本機関において変更された容量停止計画の内容の確認中であり容量提供事業者では、操作ができません。本機関にて内容の確認が完了すると、⑧調整不調電源反映済のステータスに移行します。
⑥	取消確認待	取消の容量停止計画が提出された状態であり取下げのみ可能です。本機関にて内容の確認を開始すると、⑦取消確認中のステータスに移行します。容量提供事業者にて取下げを行うと⑧調整不調電源反映済のステータスに移行します。
⑦	取消確認中	本機関において取消された容量停止計画の内容の確認中であり容量提供事業者では、操作ができません。本機関にて内容の確認が完了すると、⑨調整不調電源取消済のステータスに移行します。
⑧	調整不調電源反映済	本機関の確認が完了し、容量停止計画(登録・変更)が反映された状態です。
⑨	調整不調電源取消済	本機関の確認が完了し、容量停止計画(取消)が反映された状態です。
⑩	登録確認待取下げ	新規登録の容量停止計画を取下げた状態です。
⑪	変更確認待取下げ	変更の容量停止計画を取下げた状態です。

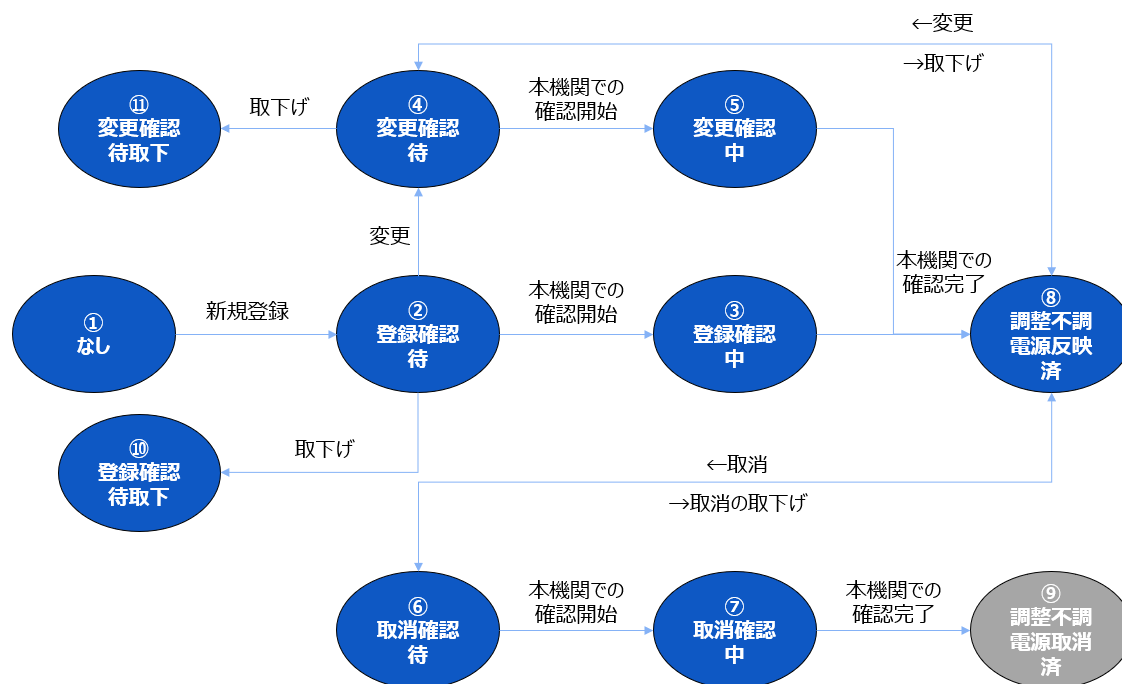


図 2-9 容量市場システムのステータス遷移図

2.3 流通設備作業の情報共有

本項では、流通設備作業の情報共有について説明します。

属地一般送配電事業者は、『2.2 長期固定電源の容量停止計画の提出』において提出された容量停止計画に同調することを原則とし、電源の出力停止等を伴う流通設備作業を調整し、当該流通作業に関する事項（表 2-4 参照）について、実需給2年度前の9月末までに、出力停止等が必要となる発電契約者に EXCEL ファイル（様式1）にて通知します。

流通設備の作業に追加・変更があった場合は属地一般送配電事業者から変更後の出力停止等が関係する発電契約者に通知されます。

表 2-4 流通設備作業として通知される事項

項目	備考
作業停止範囲	対象となる流通設備名及び番号
作業開始時刻	流通設備作業の開始時刻 形式：MM 月 DD 日 hh 時 mm 分
作業終了時刻	流通設備作業の終了時刻 形式：MM 月 DD 日 hh 時 mm 分
作業内容	流通設備作業の内容
制約開始時刻	作業制約の開始時刻 形式：MM 月 DD 日 hh 時 mm 分
制約終了時刻	作業制約の終了時刻 形式：MM 月 DD 日 hh 時 mm 分
制約対象発電機	制約の対象となる発電機
制約量	属地一般送配電事業者から通知される内容を確認
制約理由	制約の理由

注1：流通設備作業に関する事項の通知について

流通設備作業に関する事項については、属地一般送配電事業者から発電制約が必要となる発電契約者に通知されます。

なお、原則として、実需給2年度前の9月末までに流通設備作業により発電制約を伴う全ての作業停止計画が通知されます。ただし、各エリアの計画停止調整状況により、通知期日以降に流通設備作業の追加・変更がある場合は、都度通知されます。

注2：流通設備作業に伴う発電制約一覧（様式1）について

属地一般送配電事業者が制約量を「発電機停止計画があり発電機作業停止を実施した場合における発電制約量（送電端）」及び「発電機作業停止がない場合における発電制約量（送電端）」の2種類で通知した場合、「発電機停止計画があり発電機作業停止を実施した場合における発電制約量（送電端）」の制約量を用いて検討をお願いいたします。

特殊日は需要等に影響がある日として属地一般送配電事業者毎に定めます。

2.4 長期固定電源以外の容量停止計画の提出

本項では、長期固定電源以外の容量停止計画の提出手続について説明します。

容量確保契約を締結した電源が、出力停止等（『2.3 流通設備作業の情報共有』において属地一般送配電事業者から通知された出力停止等を含む）をする場合は、実需給2年度前の10月末日までに、容量市場システムに容量停止計画を提出する必要があります。

ただし、『2.2 長期固定電源の容量停止計画の提出』において、長期固定電源の容量停止計画を提出している場合、再提出は不要となります。

同年度内に複数の作業がある場合、それぞれの作業で個々に容量停止計画を提出してください。また、月を跨ぐ作業がある場合、各月の出力可能容量を算定し、容量停止計画を提出してください。

容量停止計画の調整期間中は、原則、容量停止計画の新規の提出はできません。ただし、容量停止計画の変更に伴う新規追加は除きます。

注1：容量提供事業者と発電契約者が異なる場合

容量提供事業者と発電契約者が異なる場合においても、容量提供事業者は、年間作業停止計画と整合を図った上で、本章『2.2 長期固定電源の容量停止計画の提出』及び『2.4 長期固定電源以外の容量停止計画の提出』において容量停止計画を提出する必要があります。

注2：電源等差替を行った電源における留意事項について

容量確保契約は本機関と差替元電源等提供者間で締結されているため、容量停止計画の登録主体は差替元電源等提供者となります。ただし、容量市場システムの調整不調電源情報（日数、減額率[%]、広域機関判断結果）の更新があった場合の通知については、差替先電源等提供事業者へ通知されますので、差替事業者間で連携のうえご対応ください。

一方で、「調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給2年度前）」、「調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給年度）」については容量確保契約の契約主体である差替元電源等提供者に対して送付されます。差替元電源等提供者・差替先電源等提供者間で必要に応じて当該通知内容を共有の上、内容を確認してください。

注3：容量停止計画の調整期間以降に新規の容量停止計画の提出が認められる場合 提出済みの容量停止計画の変更のために新規で提出する場合のみ認められます。

例：作業時期変更により新たな月に計画変更する場合

変更前 11月1日～11月30日（11月分を提出）

変更後 11月15日～12月15日（11月分を変更及び12月分を新規提出）

容量停止計画を容量市場システムへ提出する方法としては次の2通りがあります。

①CSV ファイルのアップロードによる登録（新規登録を一括で実施する場合）

②容量市場システム上で直接登録（新規登録を個別で実施する場合）

【詳細説明】

① CSV ファイルのアップロードによる登録方法（新規登録を一括で実施する場合）

容量停止計画の内容を CSV ファイルに記載の上、容量市場システムにアップロードすることで提出することができます。容量提供事業者が複数電源を応札している場合及び複数の停止計画を予定している場合は、1 ファイルにまとめて提出することも可能です。

以下の手順に沿い、容量市場システムからダウンロードした CSV ファイルを用いて、記載項目一覧（表 2-5 参照）に沿って反映した容量停止計画を容量市場システムへアップロードしてください。なお、提出するファイルは、別途公表する容量停止計画提出用 CSV ファイル作成支援ツールを用いて作成することもできます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブにて「容量停止計画管理」ボタンをクリックし、「容量停止計画一覧画面」へ進みます。「実需給年度」、「電源等識別番号（10桁）」を入力し、「設定用 CSV 出力」ボタンをクリックすると、「容量停止計画設定 CSV」が出力されます。

出力した CSV ファイルは、TXT ファイル形式で開き、編集します（図 2-10 参照）。各項目は、カンマ「,」によって区切られております。

注：容量停止計画をまとめる場合の留意点

複数の容量停止計画を1つにまとめる場合の留意点は次のとおりです。

- ・1行に1つの容量停止計画の情報を入力し、複数の計画がある場合は2行目以降に入力してください。
- ・1ファイルに複数電源の容量停止計画をまとめた場合、先頭行の電源等識別番号（10桁）をファイル名に記載してください。
- ・容量停止計画は号機単位で作成してください。ただし、対象実需給年度においてメインオークション及び長期脱炭素電源オークションに係る契約を締結している水素・アンモニア混焼の火力電源及び CCS 付火力電源の容量停止計画を提出する場合は、号機単位の容量停止計画をもとに契約単位の容量停止計画を作成の上、提出し

てください。

契約単位の容量停止計画提出にあたっての出力可能容量は、号機単位の出力可能容量に、電源全体の設備容量（送電端）に対する各契約の「契約容量に相当する設備容量（送電端）」の割合を乗じて算定してください。

契約単位の「契約容量に相当する設備容量（送電端）」は以下のとおりです。なお、「設備容量（送電端）」、「混焼率」、「CO₂回収率」については、長期脱炭素電源オークションの電源等情報として提出済の値を使用してください。

既設火力の改修のうち水素・アンモニア混焼の火力電源

①長期脱炭素電源オークションの契約分：

電源全体の設備容量(送電端) × 混焼率

②メインオークションの契約分：

電源全体の設備容量(送電端) - ①の容量

既設火力の改修のうち CCS 付火力電源

①長期脱炭素電源オークションの契約分：

化石燃料部分の設備容量(送電端) × CO₂回収率

②メインオークションの契約分：

電源全体の設備容量(送電端) - ①の容量

- ・月を跨ぐ作業計画は、月単位に分けて容量停止計画を作成してください。
- ・複数事業者の容量停止計画を1ファイルにまとめることはできませんので、事業者ごとにファイルを作成してください。
- ・容量停止計画を変更する場合は、変更する計画のみ提出してください。変更しない計画が含まれる場合は、該当の行を削除の上で、提出してください。

必要事項を入力する（表 2-5 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧）を参照

【停止情報追加後】

“容量停止計画ID”、“実需給年度”、“電源等識別番号”、“電源等の名称”、“電源等差替ID”、“差替元電源等識別番号”、“受電地点特定番号”、“枝番”、“停止設備（号機単位の名称）”、“系統コード（号機単位）”、“作業開始年月日”、“作業開始時分”、“作業終了年月日”、“作業終了時分”、“広域受付番号”、“出力可能容量[kW]”、“容量停止計画登録状況”、“登録区分”

2026_0000009141_電源7Y10_安定1_0000000352_0000009043_3300000000000000000020_1_1号機_21111_20260401_1000_20260430_2000_1234567_1500_1	2026_0000009141_電源7Y10_安定1_0000000352_0000009043_3300000000000000000020_2_2号機_22221_20260515_1000_20260530_2000_1234568_2500_1	2026_0000009141_電源7Y10_安定1_0000000352_0000009043_3300000000000000000020_3_3号機_23331_20260620_1000_20340630_2000_1234569_3500_1
--	--	--

容量停止計画を提出しない場合は、対象行を削除する

図 2-10 容量停止計画設定 CSV

表 2-5 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧

CSV データ配列	項目	留意点
①	容量停止計画 ID	編集しないでください（空欄、又は入力済みの値のまま）
②	実需給年度	対象となる実需給年度を入力 （登録済みの場合は変更不要）
③	電源等識別番号	提出する容量停止計画の電源等識別番号（10桁）を入力 （登録済みの場合は変更不要）
④	電源等の名称	提出する容量停止計画の電源等の名称を入力 （登録済みの場合は変更不要）
⑤	電源等差替 ID	電源等差替を実施している場合には電源等差替 ID（10 桁）を入力 ※電源等差替を実施していない場合も、CSV データ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）で入力してください
⑥	差替元電源等識別番号	差替元電源等識別番号（10 桁）を入力 ※電源等差替を実施していない場合も、CSV データ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）で入力してください
⑦	受電地点特定番号	提出する容量停止計画の受電地点特定番号（22桁）を入力 （登録済みの場合は変更不要）
⑧	枝番	容量市場システムにより号機単位で附番される番号を入力 （登録済みの場合は変更不要）
⑨	停止設備 （号機単位の名称）	提出する容量停止計画の電源等の号機単位の名称を入力 （登録済みの場合は変更不要）
⑩	系統コード（号機単位）	提出する容量停止計画の電源等の系統コード（5桁）を入力（登録済みの場合は変更不要）

CSV データ配列	項目	留意点
⑪	作業開始年月日	YYYYMMDD 形式の半角数字で入力 例：2027 年 10 月 1 日に作業開始の場合 「20271001」と入力
⑫	作業開始時分	hhmm 形式の半角数字で入力 例：9:05 に作業開始の場合「0905」と入力
⑬	作業終了年月日	YYYYMMDD 形式の半角数字で入力例：2027 年 10 月 3 日に作業終了の場合「20271003」と入力
⑭	作業終了時分	hhmm 形式の半角数字で入力 例：9:05 に作業終了の場合「0905」と入力 ※24:00 に作業終了の場合「2359」と入力
⑮	広域受付番号	広域機関システムを参照し、該当する作業停止計画に附番されている広域受付番号（7 桁）を入力 ※広域機関システムに作業停止計画を提出していない場合は、「zzzzzzz」と入力
⑯	出力可能容量[kW]	1 以上の整数を入力 ※少数点以下第 1 位を切り捨て ※出力可能容量が 0kW の場合は「1」と入力
⑰	容量停止計画登録状況	編集しないでください（空欄、又は入力済みの値のまま）
⑱	登録区分	1, 2 のいずれかの半角数字を入力 1：初回登録 2：変更（2 回目以降）

記載項目一覧に沿って容量停止計画の内容を CSV ファイルに反映後、容量市場システムにアップロードします。

容量停止計画のファイル名は「容量停止計画_事業者コード（4 桁）_対象実需給年度_電源等識別番号（10 桁）_R 変更回数.CSV」としてください。なお、ファイルサイズが 1 MB を超える場合には、ファイルを分割し、アップロードしてください。その場合のファイル名は「容量停止計画_事業者コード（4 桁）_対象実需給年度_電源等識別番号（10 桁）_A 枝番_R 変更回数.CSV」としてください。

例) ファイルを分割しない場合

容量停止計画_0123_yyyy_0123456789_R0.CSV

事業者	対象	電源等	変更
コード	実需給年度	識別番号	回数

例) ファイルを2個に分割する場合

1 個目：容量停止計画_0123_yyyy_0123456789_A1_R0.CSV

事業者	対象	電源等	枝番	変更
コード	実需給年度	識別番号		回数

2 個目：容量停止計画_0123_yyyy_0123456789_A2_R0.CSV

事業者	対象	電源等	枝番	変更
コード	実需給年度	識別番号		回数

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「一括登録・変更」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進みます。

「ファイル種別」にて「9:容量停止計画登録・変更」を選択します。「ファイル選択」ボタンをクリックし、アップロードしたい容量停止計画を選択します。容量停止計画のファイル名が容量市場システム上に表示されたら、「アップロード」ボタンをクリックし、提出を完了します（図 2-11 参照）。

注：調整期間終了以降における容量停止計画の提出

容量停止計画を調整期間終了以降に追加・変更することは、原則として認められておりません。ただし、法令上の対応や緊急的な設備トラブル、容量停止計画の調整期間終了以降の期間に属地一般送配電事業者から調整依頼が発生した場合は、例外的に容量停止計画の調整期間の終了以降にも容量停止計画の提出が認められます。この場合の手続きについては、『第5章 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了以降の業務』を参照してください。

なお、調整期間終了以降に容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更を行ったことで供給信頼度確保へ影響を与える場合には、実需給2年度前の2月頃の供給信頼度算定結果をもとに容量確保契約約款第16条に記載の式に則り算定した経済的ペナルティ金額を1.5倍したものを科す場合があります。

市場退出した場合は、提出した容量停止計画の変更若しくは取消をしてください。

容量市場システム

ログイン日時: 2021/02/03 14:47
ユーザ名: 担当 ア(フェーズ2) ログアウト

一括登録・変更画面

TOP > 参加登録 > 一括登録・変更 > 一括登録・変更画面

ファイル種別 * ファイル種別を指定してください。
9:容量停止計画登録・変更

アップロードファイル * アップロードファイルを選択してください。
(アップロードファイル名)

ファイル選択

ポータル
トップ

アップ
ロード

Copyright OCCTO. All Rights Reserved.

容量停止計画（年間）を「ファイル選択」
ボタンから選択し、アップロードボタン
をクリックしてください。

図 2-11 容量停止計画登録の画面イメージ

容量市場システムに容量停止計画を提出した後、以下の手順にて容量停止計画が正しく登録できているかを必ず確認してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「一括登録・変更結果確認」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面結果確認画面」へ進みます（図 2-12 参照）。

「ファイル種別」にて「9:容量停止計画登録・変更」を選択し、登録日を入力して「検索」ボタンをクリックします。「一括登録結果一覧」に条件に合致する容量停止計画が表示されます。「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了しておりません。1時間程度時間を空けて再度確認してください。「登録結果」が「OK」となっていれば正しく登録されていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合、正しく登録されておきませんので、エラーを修正後、再提出が必要になります。

「NG」となった場合、当該の容量停止計画の「選択」欄にチェックを入れ、「CSV出力」ボタンをクリックして、「一括登録・変更エラー一覧 CSV ファイル」をダウンロードします。内容を確認し⁸、エラーとなっている原因を解消し、再度容量停止計画を提出してください。

⁸ 「一括登録・変更エラー一覧 CSV ファイル」は、ご利用のコンピュータによっては、EXCEL 形式で開くと文字化け等によりうまく読み込めないことがあります。その場合は TXT ファイル形式等で開き、内容を確認してください。

「登録結果」を確認し、「OK」と表示されている容量停止計画は正しく登録できています。「NG」と表示されているものは、正しく登録できておりませんので、原因を確認して再登録してください。

選択	登録ファイル名	事業者コード	参加登録申請者名	ユーザID	登録日時	登録結果
☐	容量停止計画_〇〇株式会社_0044_0000010110.csv	7Y93	事業者〇	U300094505	2021/02/04 10:47:20	NG
☐	容量停止計画_〇〇株式会社_0044_0000010110.csv	7Y93	事業者〇	U300094505	2021/02/04 11:28:42	NG
☐	容量停止計画_〇〇株式会社_0044_0000010110.csv	7Y93	事業者〇	U300094505	2021/02/04 12:32:29	OK

図 2-12 一括登録・変更結果確認画面

② 容量市場システム上で直接登録（新規登録を個別で実施する場合）

個別の容量停止計画の提出は、容量市場システム上で直接登録することも可能です。容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブにて「容量停止計画管理」ボタンをクリックし、「容量停止計画一覧画面」へ進みます。「新規登録」ボタンをクリックし、登録対象の「電源等識別番号（10桁）」を入力、「検索」ボタンをクリックすると、検索条件に紐づく電源等情報詳細一覧が表示されます。容量停止計画の登録対象とする電源等情報詳細を選択の上、画面に従って必要項目を入力してください（図 2-13 参照）。必要情報の入力後、「実行」ボタンをクリックすると確認ダイアログが表示されます。容量停止計画情報を登録する場合、[OK]をクリックしてください。容量停止計画情報の登録をキャンセルする場合、[キャンセル]をクリックしてください。確認ダイアログにて「OK」をクリック後、完了画面が表示された場合、容量停止計画情報の登録が完了となります。

容量停止計画情報登録画面

ログイン日時: 2023/08/17 14:28 ユーザー: 事業部 担当者 ログアウト

★ TOP > 容量停止計画 > 容量停止計画管理 > 容量停止計画一覧画面 > 容量停止計画情報登録画面

容量停止計画情報

電源等識別番号 * 半角英数字で入力してください。 0000005060

電源等産地ID 半角数字で入力してください。

検索

電源等情報詳細一覧

選択	枝番	号機単位の名称	系統コード	電源種類の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運用年月	実需給年度	詳細
☒	1	H115電源1_1号機	H1150	火力	石炭	500,000	2024/05	2052	詳細
☐	2	H115電源1_2号機	H1150	火力	LNG (GTOC)	300,000	2024/05	2052	詳細
☐	3	H115電源1_3号機	H1150	火力	LNG (その他)	200,000	2024/05	2052	詳細

必須項目を入力

提出元事業者コード H115

作業開始日時 * yyyy/mm/dd HH:MM形式で入力してください。 [] : []

作業終了日時 * yyyy/mm/dd HH:MM形式で入力してください。 [] : []

広域受付番号 * 全角または半角文字で入力してください。

出力可能容量[kW] * 半角数字で入力してください。

図 2-13 個別の容量停止計画情報登録画面イメージ

容量停止計画を誤って提出した場合、「容量停止計画登録状況」が広域確認前（「登録確認待」「変更確認待」「取消確認待」）の状態であれば、容量停止計画は取下げ⁹が可能です。また、「容量停止計画登録状況」が広域確認後（「調整不調電源反映済」）の状態であれば、容量停止計画の変更、若しくは削除の場合は取消¹⁰することができます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブから「容量停止計画管理」リンクをクリックして、「容量停止計画一覧画面」へ進みます(図 2-14 参照)。「実需給年度」を入力し、「検索」ボタンをクリックすると、該当する容量停止計画が一覧表示されます。取下げたい容量停止計画の「選択」欄にチェックを入れて、「取下げ」「取消」をクリックすると、登録した容量停止計画を取下げ及び取消することができます(図 2-15 参照)。

また、容量停止計画のシステム登録手続き一覧を表 2-6 に、容量市場システムにおける容量停止計画に登録ステータス一覧を表 2-7 に、ステータスの遷移図を図 2-16 に示します。

⁹ 容量停止計画の登録や変更、取消を「取下げ」することで、「容量停止計画登録状況」を当該の操作前の状態に戻します。

¹⁰ 提出した容量停止計画の「取消」をした場合、対象の登録している計画が削除され、未登録の状態となります。

図 2-14 容量停止計画一覧画面イメージ

図 2-15 容量停止計画の取下げ・取消イメージ

表 2-6 容量停止計画のシステム登録手続き一覧

手続	状態	留意点
初回登録	容量停止計画を新規で提出	・ CSV ファイルを作成し、容量市場システムにアップロードする場合は以下の点に留意すること - 提出時に容量停止計画 ID が入力されている場合は取込エラーとなる - 容量停止計画 CSV の登録区分は「1」で入力
変更	提出済みの容量停止計画を変更	・ CSV ファイルを作成し、容量市場システムにアップロードする場合は以下に留意すること - システムの登録状況が「登録確認待」若しくは「調整不調電源反映済」の際に手続きが可能 - 容量停止計画 CSV の登録区分は「2」で入力 - 変更の場合、登録済みの容量停止計画の取消は不要
取消	提出済みの容量停止計画を取消	・ 容量市場システム上で直接操作を行う場合は以下に留意すること ・ 提出済みの容量停止計画が削除される ・ システムの登録状況が「調整不調電源反映済」の際に手続きが可能
取下げ	容量停止計画の初回登録、変更、取消の申請中の容量停止計画を取下げ	・ 容量市場システム上で直接操作を行う場合は以下に留意すること ・ 手続き前の状態に戻るだけで、提出済みの容量停止計画はなくなる ・ システムの登録状況が「登録確認待」、「変更確認待」、「取消確認待」の際に手続きが可能

表 2-7 容量市場システムにおけるステータス一覧

容量停止計画登録状況		説明
①	なし	容量停止計画が提出されていない状態です。
②	登録確認待	初回登録の容量停止計画が提出された状態であり、容量提供事業者にて容量停止計画の変更と取下げが可能です。本機関にて内容の確認を開始すると、③登録確認中のステータスに移行します。容量提供事業者にて容量停止計画の変更を行うと④変更確認待のステータスに、取下げを行うと⑩登録確認待取下げのステータスに移行します。
③	登録確認中	本機関において初回登録された容量停止計画の内容の確認中であり容量提供事業者では、操作ができません。本機関にて内容の確認が完了すると、⑧調整不調電源反映済のステータスに移行します。
④	変更確認待	変更の容量停止計画が提出された状態であり、容量提供事業者にて容量停止計画の更なる変更と取下げが可能です。本機関にて内容の確認を開始すると、⑤変更確認中のステータスに移行します。容量提供事業者にて容量停止計画の変更を行うと④変更確認待のステータスに、取下げを行うと⑪変更確認待取下げのステータスに移行します。
⑤	変更確認中	本機関において変更された容量停止計画の内容の確認中であり容量提供事業者では、操作ができません。本機関にて内容の確認が完了すると、⑧調整不調電源反映済のステータスに移行します。
⑥	取消確認待	取消の容量停止計画が提出された状態であり取下げのみ可能です。本機関にて内容の確認を開始すると、⑦取消確認中のステータスに移行します。容量提供事業者にて取下げを行うと⑧調整不調電源反映済のステータスに移行します。
⑦	取消確認中	本機関において取消された容量停止計画の内容の確認中であり容量提供事業者では、操作ができません。本機関にて内容の確認が完了すると、⑨調整不調電源取消済のステータスに移行します。
⑧	調整不調電源反映済	本機関の確認が完了し、容量停止計画(登録・変更)が反映された状態です。
⑨	調整不調電源取消済	本機関の確認が完了し、容量停止計画(取消)が反映された状態です。
⑩	登録確認待取下げ	新規登録の容量停止計画を取下げた状態です。
⑪	変更確認待取下げ	変更の容量停止計画を取下げた状態です。

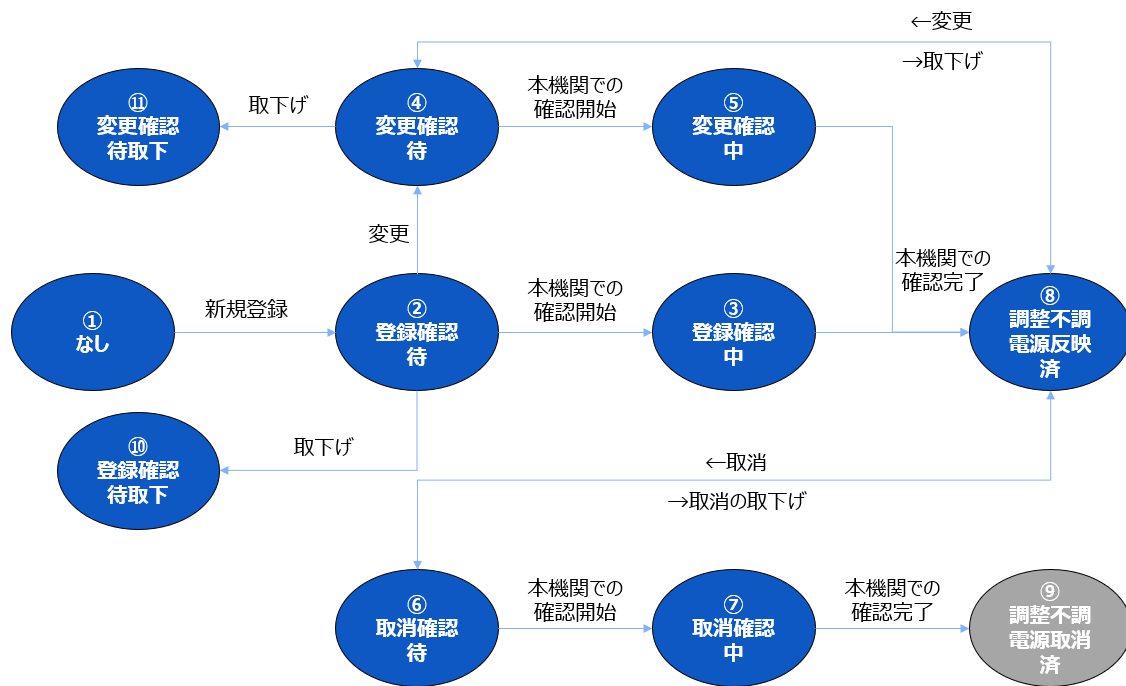


図 2-16 容量市場システムのステータス遷移図

容量停止計画を提出したエリア（ブロック）・期間が「供給信頼度の基準」を満たしていない場合、容量停止計画の調整に応じていただきます。調整期間終了後、供給信頼度の基準を満たしていないエリア（ブロック）・期間に容量停止計画を提出している電源は調整不調電源となり、経済的ペナルティが科されます。

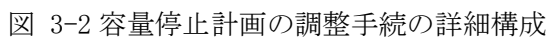
第2章 容量停止計画の提出手続

第3章 容量停止計画の調整手続

第4章 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続

第5章 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了以降の業務

- 3.1 調整が必要なエリア・時期の確認
- 3.2 容量停止計画の変更検討
- 3.3 変更調整後の容量停止計画の提出



40

注1：調整期間における手続について

容量停止計画の調整が必要である場合は、調整期間の間に容量停止計画の変更ができます。容量提供事業者は、必要に応じて『3.1 調整が必要なエリア・時期の確認』から『3.3 変更調整後の容量停止計画の提出』を期間中に繰り返し行うこととなります。なお、容量停止計画の調整期間は、供給力の確保状況により必要により延長する場合があります。

注2：調整期間の終了後の容量停止計画の変更について

容量停止計画の調整期間が終了すると、『第4章 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続』に移行します。

容量停止計画の調整期間の終了以降は、原則として、容量停止計画の追加・変更は認めないこととします。

同様に、電源の出力停止等を伴う流通設備作業についても、原則として、容量停止計画の調整期間の終了以降は、追加・変更は認めないこととします。

ただし、法令上の対応や緊急的な設備トラブルの要因、容量停止計画の調整期間終了以降の期間に属地一般送配電事業者から調整依頼が発生した場合による追加・変更はこの限りではありません。

なお、やむを得ない理由により、容量停止計画の調整期間の終了以降に作業計画を追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に、追加・変更を認めることとします。この場合の具体的な業務については『第5章 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了以降の業務』を参照してください。

なお、容量停止計画の調整期間終了以降の容量停止計画の変更については、供給計画と内容を整合の上、対象実需給年度1年度前の2月頃までに容量停止計画を提出してください。具体的な期日は別途容量市場システムから周知します。期日後に容量停止計画を追加・変更があった場合、再度供給信頼度算定結果の公表が必要となる場合があるため、提出内容に不備等が無いようご注意ください。

また、調整期間終了以降に容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更を行ったことで供給信頼度確保へ影響を与える場合には、実需給2年度前の2月頃の供給信頼度算定結果をもとに容量確保契約約款第16条に記載の式に則り算定した経済的ペナルティ金額を1.5倍したものを科す場合があります。

3.1 調整が必要なエリア・時期の確認

本項では、調整が必要なエリア・時期の確認について説明します。

本機関が次の処理を行った場合、対象となる容量提供事業者にメールで通知されます。

- ① 本機関において調整が必要なエリア・時期の算定を行った場合
- ② 特定のエリア・時期で供給力が一定の水準を下回り、電源が調整不調電源として登録された場合
- ③ 一度調整不調電源として登録された後、作業調整の結果、調整不調電源情報（日数、減額率、広域機関判断結果）に更新があった場合

調整不調電源として登録された場合及び登録状況が変更された場合、調整が必要なエリア・時期の算定を行った場合の通知メールは、容量市場システムの事業者情報に登録されているメールアドレス及び管理者のユーザ ID（2 件）に登録されているメールアドレスに対して送付されます。

注：電源等差替を行った電源における留意事項

容量確保契約は本機関と差替元電源等提供者間で締結されているため、容量停止計画の登録主体は差替元電源等提供者となります。ただし、容量市場システムの調整不調電源情報（日数、減額率[%]、広域機関判断結果）の更新があった場合の通知については、差替先電源等提供事業者へ通知されますので、差替事業者間で連携のうえご対応ください。

一方で、「調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給2年度前）」、「調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給年度）」については容量確保契約の契約主体である差替元電源等提供者に対して送付されます。差替元電源等提供者・差替先電源等提供者間で必要に応じて当該通知内容を共有の上、内容を確認してください。

調整が必要なエリア・時期は広域機関 HP¹¹の供給信頼度の確保状況にて確認ができます（図 3-3 参照）。

¹¹ <https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/jitsujukyukanren/chousei/index.html>

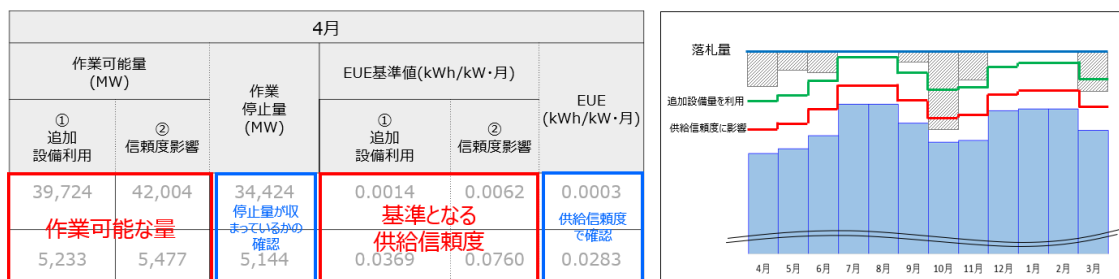


図 3-3 調整が必要なエリア・時期の情報イメージ

注1：調整のブロック構成について

対象実需給年度：2026年度以降の調整業務より、どのエリアのどの時期の停止計画を調整すれば良いかを見えやすくし、より効果的に調整業務を行えるようにするため、調整の範囲となるブロックについて、最新の供給信頼度状況を踏まえてブロック構成を随時更新します。調整期間中の調整状況により、ブロック構成を更新し、更新後のブロック単位で信頼度確保状況を確認します。

注2：ブロック構成の更新方法について

オークション結果をもとに設定した各エリア・各月の供給信頼度に影響を与える基準（赤基準）と、容量停止計画を反映した供給信頼度の算定結果を比較し、当該月における供給力の不足・充足を確認します。停止計画の変更要否がより明確になるよう、全ての月の状況が完全に一致している隣接エリアでブロックを構成し、ブロック毎・月毎の供給信頼度確保状況を公表します。なお、追加設備量を利用する基準（緑基準）を超過している月は、充足している月として扱います（図 3-4 参照）。

注3：調整不調電源の判定について

供給信頼度の基準を満たしているエリア・月にのみ容量停止計画を提出している電源は、調整不調電源の対象外として登録されます。調整不調電源の判定は各STEP終了時点のブロック構成での供給信頼度確保状況にて行います。このため、供給信頼度の基準を満たさないエリア・月（以降、調整不調月）に容量停止計画を提出していたもののSTEPの終了時点でブロック構成が変化し、調整不調月ではなくなった場合、容量停止計画の変更をしていなくても、調整不調電源の対象外として登録されます。ブロック構成が変化しても、調整不調月のままだった場合は、調整不調電源として登録されます。

また、供給信頼度の基準を満たしている月に容量停止計画を提出していたものの、STEPの終了時点でブロック構成が変化し、調整不調月となったとしても、容量停止計画を変更していなければ、調整不調電源として登録されません（図 3-5

参照）。

1つの電源で複数作業を登録している場合は、全ての作業が上記条件に合致した場合に調整不調電源の対象外として登録されます。

注4：減額率は約定時点ブロック構成における作業停止量で算定します。

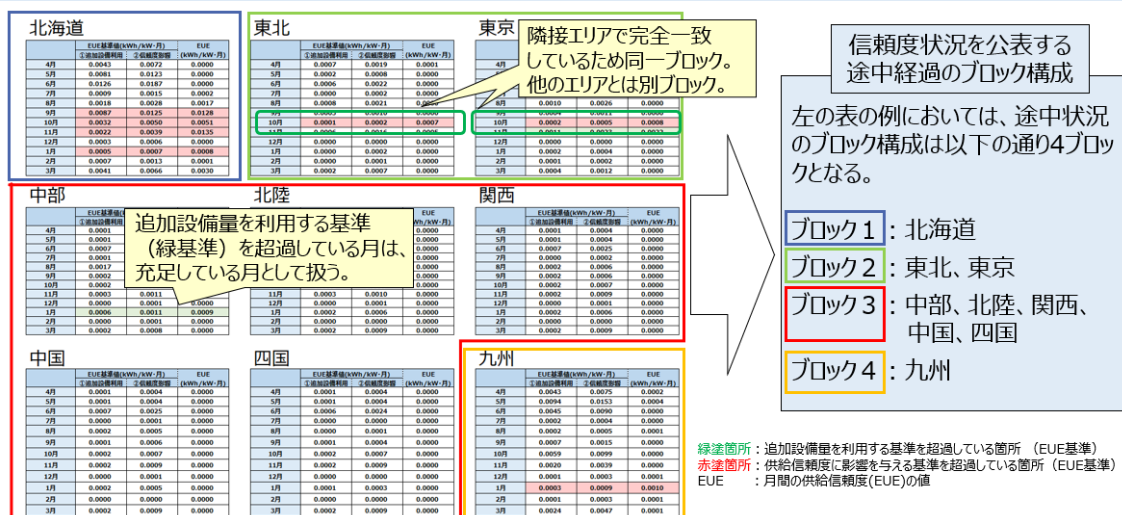
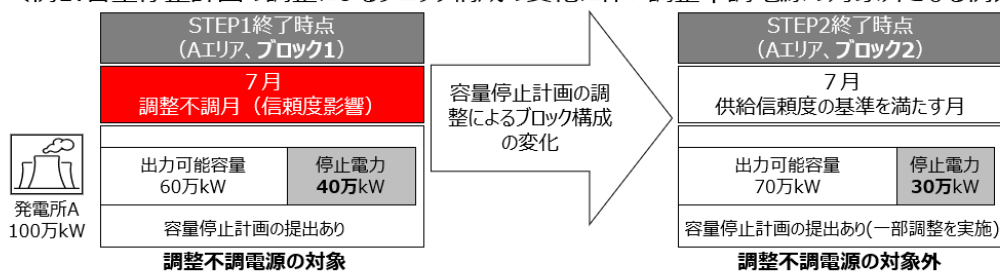
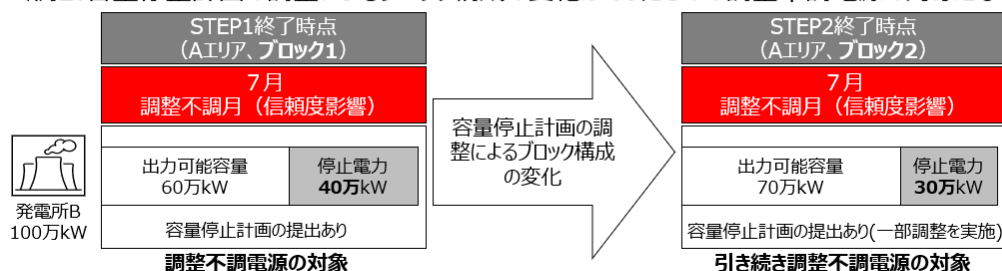


図 3-4 ブロック構成の更新方法のイメージ

＜例1:容量停止計画の調整によるブロック構成の変化に伴い調整不調電源の対象外となる例＞



＜例2:容量停止計画の調整によるブロック構成の変化があったものの調整不調電源の対象となる例＞



＜例3:ブロック構成の変化があったものの調整不調電源の対象外となる例＞

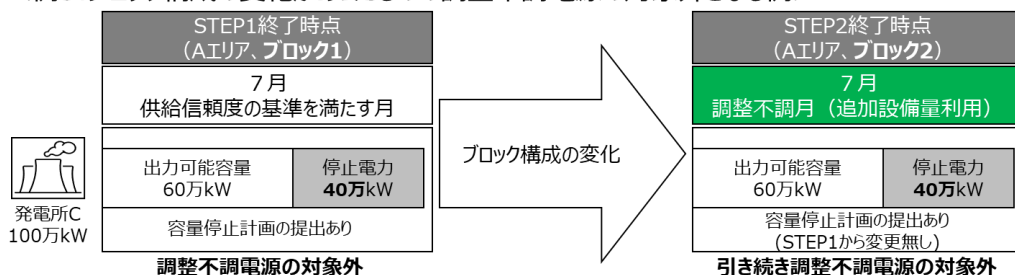


図 3-5 ブロック構成の変化に伴う調整不調電源の判定

調整不調電源の登録状況は、容量市場システム上で確認してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして「電源等情報一覧」画面へ進みます。「実需給年度」等必要情報を入力し、「検索」ボタンをクリックします。「電源等情報一覧（安定電源）」又は「電源等情報一覧（変動電源（単独））」にて対象の「電源等識別番号」リンクをクリックします。「電源等情報詳細画面」の「調整不調電源情報」にて「日数」「減額率[%]」「広域機関判断結果」を確認してください（図 3-6 参照）。電源が調整不調電源として登録された場合、作業調整の結果に基づく「日数」「減額率[%]」¹²が表示されます。なお、各 STEP 終了時に登録される「日数」「減額率[%]」は表 3-1、表 3-2

¹² 減額率、調整不調日数が両方変数のため、算定は減額率を 0.3%で固定し、調整不調相当の日数を算定。

のとおりです。電源が調整不調電源でない場合は、「広域機関判断結果」が「調整不調対象外」と表示されます。

＜電源が調整不調電源として登録された場合＞

実需給年度	2044	
事業者コード	7703	
参加登録申請者名	事業者C	
電源等識別番号	0000010110	
電源等の名称	事業者0000_安定1	
受電地点特定番号	1234567890123456789011	
系統コード	20031	
エリア名	中部	
同時最大受電電力[kW]	110,000	
経過措置係数[X]	50.00	
余力活用契約締結	無	
調整不調電源情報	日数	30.0000
	減額率[X]	6.0000
	広域機関判断結果	
削除状態	未削除	

＜電源が調整不調電源でない場合＞

実需給年度	2044	
事業者コード	7704	
参加登録申請者名	事業者D	
電源等識別番号	0000010123	
電源等の名称	事業者0000_安定5	
受電地点特定番号	2345678901234567890125	
系統コード	20045	
エリア名	関西	
同時最大受電電力[kW]	110,000	
経過措置係数[X]	50.00	
余力活用契約締結	無	
調整不調電源情報	日数	0.0000
	減額率[X]	0.0000
	広域機関判断結果	調整不調対象外
削除状態	未削除	

図 3-6 調整不調電源としての登録状況の画面イメージ

表 3-1 電源が調整不調電源として登録された場合の容量市場システム登録値

タイミング	日数	減額率[%]	広域機関判定結果
STEP1 期間中	999.9999	0.0000	空白
STEP1 終了時	作業調整の結果に基づく結果 ¹³	0.3000 ¹⁵	
STEP2 終了時			
STEP3 終了時			
STEP4 終了時			

表 3-2 電源が調整不調電源でない場合の容量市場システム登録値

タイミング	日数	減額率[%]	広域機関判定結果
STEP1 期間中	999.9999	0.0000	空白
STEP1 終了時	0.0000	0.0000	調整不調対象外
STEP2 終了時			
STEP3 終了時			
STEP4 終了時			

¹³ 減額率、調整不調日数が両方変数のため、算定は減額率を0.3%相当で固定し、調整不調日数を算定します。

3.2 容量停止計画の変更検討

本項では、容量停止計画の変更検討について説明します。

容量停止計画を提出した電源のうち、本機関から調整不調電源として登録された旨が通知された電源は、調整に応じることができないやむを得ない理由がない限り、調整期間中において容量停止計画の調整依頼に応じていただきます。

容量停止計画の調整が必要な電源等を保有する容量提供事業者は、出力停止等の理由をふまえ、発電契約者等の関係者と停止容量・停止時期等の調整が可能か確認します。

調整が可能である場合、必要に応じ発電契約者等の関係者と停止容量・停止時期等の調整及び変更を行い、容量停止計画を提出してください（図 3-7 参照）。

注1：調整期間中の容量停止計画の変更について

調整期間中は各 STEP で変更可能な電源を対象とし容量停止計画の変更ができます。調整期間中及び調整期間終了後の新規追加は原則できませんので、実需給2年度前の10月末までに提出をお願いします。提出に関するスケジュール詳細は別途広域機関 HP にて公表します。

なお、STEP1 以降のすべての STEP において供給信頼度（EUE）評価を調整不調電源の判定基準とし、各 STEP の終了時点で供給信頼度の基準を満たしていない月に容量停止計画を提出している電源が調整不調電源の対象として登録されます。

・STEP1（3週間程度）

全ての電源の容量停止計画の変更が可能です。

本機関が提示する情報を基に作業調整を行い、STEP1 終了時点で供給信頼度の基準を満たしている月にのみ容量停止計画を提出している電源が調整不調電源の対象外として登録されます。

・STEP2（2週間程度）

STEP2 の期間は、STEP1 終了時点で供給信頼度に影響を与える月の停止電力が STEP1 終了時より増加する変更は原則できません。

上記の条件に当てはまらないすべての電源は容量停止計画の変更が可能です。なお、STEP1 終了時点で調整不調電源の対象外として登録された電源が作業調整した場合は、調整不調電源の対象外として判定された状態が一旦無効となります。本機関が提示する情報を基に作業調整を行い、STEP2 終了時点で供給信頼度の基準を満たしている月にのみ容量停止計画を提出している電源が調整不調電源の対象外として登録されます。

・STEP3（2週間程度）

STEP3の期間は、STEP2終了時点で供給信頼度に影響を与える月の停止電力が現状より増加する変更は原則できません。

上記を条件とし、原則として、STEP2終了時点で調整不調電源となり、供給信頼度の基準を満たしていない月に計画している容量停止計画のみ変更が可能です。本機関が提示する情報を基に作業調整を行い、STEP3終了時点で供給信頼度の基準を満たしている月に容量停止計画を提出している電源が調整不調電源の対象外として登録されます。

・STEP4（2週間程度）

STEP3までの作業調整の結果、供給信頼度に影響を与える状況が解消されなかった場合に限り、個別調整が実施されます。

個別調整が実施される場合、事業者情報に登録されているメールアドレスに直接調整依頼のメールが送付されます。容量停止計画の変更が可能な容量提供事業者は、調整に応じてください。

なお、供給力の確保状況により調整期間を延長する場合があります

注2：容量提供事業者と発電契約者が異なる場合

容量停止計画は、作業停止計画の内容と整合性を図る必要があります。容量提供事業者と発電契約者が異なる場合、容量提供事業者は発電契約者から情報共有を受け、作業調整を行った上で、容量停止計画を提出する必要があります。

<調整スケジュールのイメージ>

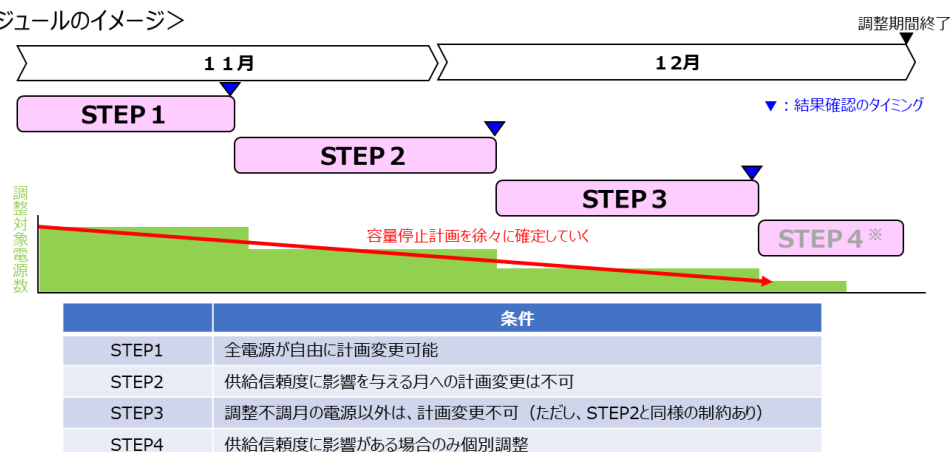


図 3-7 容量停止計画調整スケジュールのイメージ

調整期間終了時において調整不調電源と通知されている電源のうち、調整を行わず容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由の提出を行わなかった電源及びやむを得ない理由が認められなかった電源は、調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象となります。

3.3 変更調整後の容量停止計画の提出

本項では、変更調整後の容量停止計画の提出手続について説明します。

容量停止計画の出力可能容量を調整した容量提供事業者は、変更調整後の容量停止計画を容量市場システムに登録する必要があります。

容量停止計画の提出用 CSV ファイルは、容量市場システムからダウンロードして修正してください。容量停止計画の提出方法は、『2.2 長期固定電源の容量停止計画の提出』を参照してください。なお、修正登録に対しては以下の点を留意してください。

（留意点）

- ・ 容量停止計画設定 CSV の「登録区分」項目には半角数字の「2」を入力してください。
- ・ 修正した容量停止計画のファイル名は『第2章 容量停止計画の提出手続』を参照し、「容量停止計画_事業者コード（4桁）_実需給年度_電源等識別番号（10桁）_R 変更回数. CSV」としてください。

対象実需給年度においてメインオークション及び長期脱炭素電源オークションに係る契約を締結している水素・アンモニア混焼の火力電源及び CCS 付火力電源の容量停止計画を提出する場合は、号機単位の容量停止計画をもとに契約単位の容量停止計画を作成の上、提出してください。

契約単位の容量停止計画提出にあたっての出力可能容量は、号機単位の出力可能容量に、電源全体の設備容量（送電端）に対する各契約の「契約容量に相当する設備容量（送電端）」の割合を乗じて算定してください。

契約単位の「契約容量に相当する設備容量（送電端）」は以下のとおりです。なお、「設備容量（送電端）」、「混焼率」、「CO₂ 回収率」については、長期脱炭素電源オークションの電源等情報として提出済の値を使用してください。

既設火力の改修のうち水素・アンモニア混焼の火力電源

①長期脱炭素電源オークションの契約分：

電源全体の設備容量(送電端) × 混焼率

②メインオークションの契約分：

電源全体の設備容量(送電端) − ①の容量

既設火力の改修のうち CCS 付火力電源

①長期脱炭素電源オークションの契約分：

化石燃料部分の設備容量(送電端) × CO₂ 回収率

②メインオークションの契約分：

電源全体の設備容量(送電端) − ①の容量

一括登録・変更画面

TOP > 参加登録 > 一括登録・変更 > 一括登録・変更画面

ファイル種別 * ファイル種別を指定してください。

アップロードファイル * アップロードファイルを選択してください。(アップロードファイル名)

ポータル
トップ

アップ
ロード

「9:容量停止計画登録・変更」を選択

図 3-6 容量停止計画登録・変更

第4章 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続

本章では、調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続に関する以下の内容について説明します（図 4-1、図 4-2 参照）。

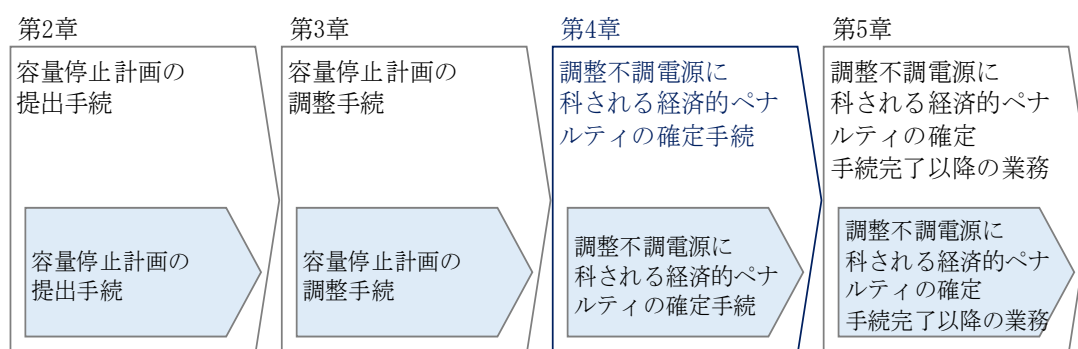


図 4-1 第4章の構成

- 4.1 調整不調電源の確認
- 4.2 容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由の報告
- 4.3 やむを得ない理由の審査結果の受領
- 4.4 審査結果への異議申立
- 4.5 異議申立の妥当性審査結果の受領
- 4.6 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確認調整不調電源に科される経済的ペナルティの確認

第4章 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続

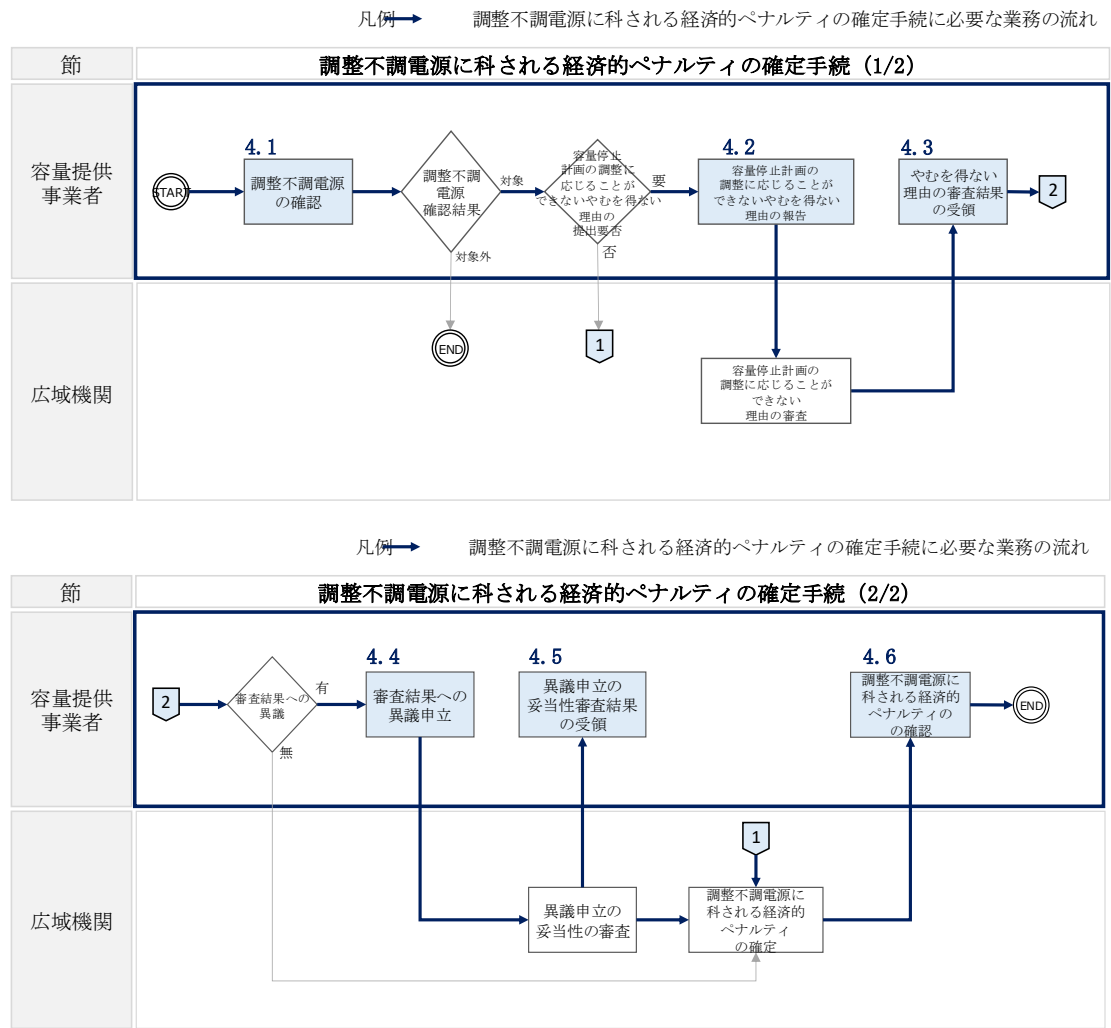


図 4-2 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続の詳細構成
(詳細は Appendix. 2 参照)

注1：経済的ペナルティの算定

経済的ペナルティ（円）は、容量確保契約金額から容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額を差し引いた額に本機関で算定した減額率、調整不調の日数を乗じた値となります。減額率は、追加設備量利用する場合と供給信頼度確保に影響する場合で異なります（図 4-4 参照）。

・経済的ペナルティ＝（契約単価×契約容量^{※1}－容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額）×減額率^(A)×調整不調の日数^(B)

(A) 減額率

減額率＝追加設備量を利用する場合の減額率^(A-①)＋供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率^(A-②)

(A-①) 追加設備量を利用する場合の減額率

追加設備量を利用する場合の減額率＝

0.3%/日×（追加設備量を利用する容量/追加設備量）
×（追加設備量を利用する容量/停止対象容量）

(A-②) 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率

供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率＝

0.6%/日×（供給信頼度確保に影響を与える容量/停止対象容量）

(B) 調整不調日数

調整不調日数＝出力可能容量に関する補正率^(B-①)×1か月の日数

(B-①) 出力可能容量に関する補正率

出力可能容量に関する補正率＝

（1－出力可能容量/応札単位のアセスメント対象容量^{※2}）

※1：調達オークションにより契約容量がメインオークション落札時の契約容量を上回る場合は、メインオークション落札時の契約容量で計算します。

※2：発電方式の区分が純揚水・蓄電池の場合は、アセスメント対象容量に各月の調整係数を乗じた値を用います。

注2：調整期間の終了以降に容量停止計画を提出・変更した場合の経済的ペナルティ

調整期間終了以降に容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更を行ったことで供給信頼度確保へ影響を与える場合には、実需給2年度前の2月頃の供給信頼度算定結果をもとに容量確保契約約款第16条に記載の式に則り算定した経済的ペナルティ金額を1.5倍したものを科す場合があります。

4.1 調整不調電源の確認

本項では、調整不調電源の確認について説明します。

容量停止計画の調整期間終了後、供給信頼度の基準を満たしていないエリア（ブロック）・期間に容量停止計画を提出している電源は調整不調電源となり、経済的ペナルティが科されます。

容量停止計画の調整期間終了後、調整不調電源の対象外と登録されている電源は経済的ペナルティの対象とはなりません。

調整不調電源の登録状況は、容量市場システム上で確認ができます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして「電源等情報一覧」画面へ進みます。「実需給年度」等必要情報を入力し、「検索」ボタンをクリックします。「電源等情報一覧（安定電源）」又は「電源等情報一覧（変動電源（単独））」にて対象の「電源等識別番号」リンクをクリックします。

「電源等情報詳細画面」の「調整不調電源情報」にて「日数」「減額率[%]」を確認してください（図 4-3 参照）。電源が調整不調電源でない場合は、「日数」「減額率[%]」の欄が「0」と表示されます。なお、容量停止計画を提出していない場合は、「空欄」となります。

注：電源等差替を行った電源における留意事項

容量確保契約は本機関と差替元電源等提供者間で締結されているため、容量停止計画の登録主体は差替元電源等提供者となります。ただし、容量市場システムの調整不調電源情報（日数、減額率[%]、広域機関判断結果）の更新があった場合の通知については、差替先電源等提供事業者へ通知されますので、差替事業者間で連携のうえご対応ください。

一方で、「調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給2年度前）」、「調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給年度）」については容量確保契約の契約主体である差替元電源等提供者に対して送付されます。差替元電源等提供者・差替先電源等提供者間で必要に応じて当該通知内容を共有の上、内容を確認してください。

< 電源が調整不調電源として登録された場合 >

容量市場システム

電源等情報詳細画面

TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面

実需給年度	2044		
事業者コード	7Y03		
参加登録申請者名	事業者C		
電源等識別番号	0000010110		
電源等の名称	事業者C000_安定1		
受電地点特定番号	1234567890123456789011		
系統コード	20031		
エリア名	中部		
同時最大受電電力[kW]	110,000		
経過措置係数[X]	59.00		
余力活用契約締結	無		
調整不調電源情報	日数	30.0000	
	減額率[X]	6.0000	
	広域機関判断結果		
削除状態	未削除		

< 電源が調整不調電源でない場合 >

容量市場システム

電源等情報詳細画面

TOP > 参加登録 > 電源等情報管理 > 電源等情報一覧画面 > 電源等情報詳細画面

実需給年度	2044		
事業者コード	7Y04		
参加登録申請者名	事業者D		
電源等識別番号	0000010123		
電源等の名称	事業者D000_安定5		
受電地点特定番号	2345678901234567890125		
系統コード	20045		
エリア名	関西		
同時最大受電電力[kW]	110,000		
経過措置係数[X]	59.00		
余力活用契約締結	無		
調整不調電源情報	日数	0.0000	
	減額率[X]	0.0000	
	広域機関判断結果	調整不調対象外	
削除状態	未削除		

詳細情報一覧

図 4-3 「電源等情報詳細画面」の画面イメージ

4.2 容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由の報告

本項では、容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由の報告について説明します。

電源が調整不調電源の登録を受けた後でも、調整に応じることができないやむを得ない理由があるときは本機関に理由を報告し、本機関が容量停止計画の調整ができなかった理由が合理的と判断する場合や、属地一般送配電事業者との調整が必要である場合（送電線の停止のために計画停止の調整をする場合など）は、調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象外となる可能性があります。

容量停止計画の調整に応じられない理由がある場合、別途広域機関 HP で公表するスケジュールに記載された期日までに、下記の注に記載されているやむを得ない理由をメールにて報告することができます。必要事項を記載した「容量停止計画の調整に応じることができない理由の報告について_報告様式」

(<https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/jitsujukyukanren/chousei/index.html>) と、第三者（社内他部署含む）が作成したやむを得ない理由を証明する資料を添付してメールにて報告してください。なお、様式を用いず、メール本文にのみ必要事項を記載された場合は、再度様式にて提出を依頼させていただきます。円滑な業務遂行の観点から、必要事項は様式に記載の上でご提出ください。メールの送付先は以下の通りです。

容量市場受付窓口：youryou_uketsuke@occto.or.jp

なお、第三者（社内他部署含む）が作成したやむを得ない理由を証明する資料を提出いただけない場合、調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象となります。

また、調整に応じることができないやむを得ない理由がない場合は、調整に応じることができないやむを得ない理由の報告を行う必要はありません。その場合、調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象として確定します（『4.6 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確認』参照）。

注1：調整に応じることができないやむを得ない理由

容量停止計画の調整が必要となる場合でも、やむを得ない理由により調整に応じることができない場合は、調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象とならない可能性があります。やむを得ない理由としては以下が挙げられます。具体的には理由を本機関に提出していただき、個別に確認いたします。

- ・ 属地一般送配電事業者との調整が必要である場合（送電線の停止のために計画停止の調整をする場合など）
- ・ メーカー、作業員の確保などによる時期の調整が不可能な場合
- ・ その他、本機関が妥当であると認めた場合

注2：「供給信頼度確保へ影響を与える場合の経済的ペナルティ」の対象外とならない理由

調整不調電源となった場合、容量停止計画を提出しているエリア・時期の供給信頼度の確保状況に応じて、「供給信頼度確保へ影響を与える場合の経済的ペナルティ」と「追加設備量を利用する場合の経済的ペナルティ」が適用されます。

調整に応じることができないやむを得ない理由を提出し、「追加設備量を利用する場合の経済的ペナルティ」の対象外となった場合においても、次の理由の場合は、「供給信頼度確保へ影響を与える場合の経済的ペナルティ」の対象となります。

- ・ メーカー、作業員の確保などによる時期の調整が不可能な場合
- ・ その他本機関が対象外であると判断した場合

注3：第三者（社内他部署含む）が作成したやむを得ない理由を証明する資料

- ・ 作業調整を実施した相手先（他部署を含む）が作成した資料

4.3 やむを得ない理由の審査結果の受領

本項では、やむを得ない理由の審査結果の受領について説明します。

容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由を提出した電源の審査結果別途公表する期日までに本機関よりメールで送付されます。容量提供事業者は本機関からの審査結果を受領後、内容を確認してください。

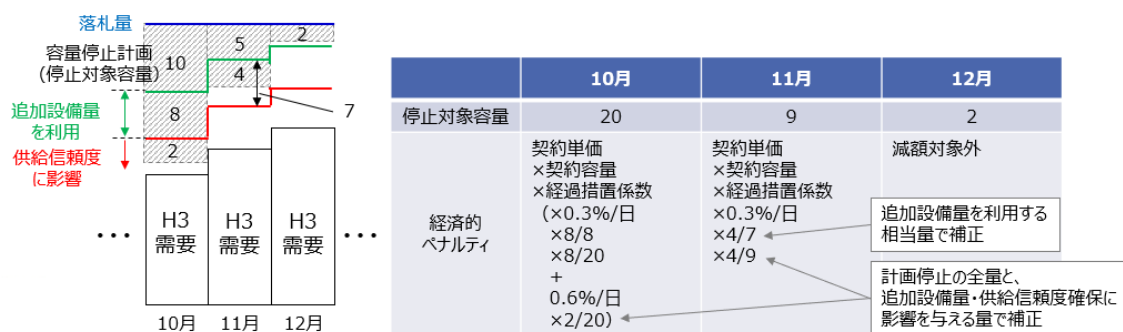


図 4-4 減額率の補正の考え方

4.4 審査結果への異議申立

本項では、審査結果への異議申立について説明します。

本機関から受領したやむを得ない理由の審査結果に対して異議がある場合、容量提供事業者は審査結果の受領から5営業日以内に異議申立を行うことができます。

異議申立を行う際は、別紙（調整に応じることができないやむを得ない理由）に「やむを得ない理由の妥当性審査結果」、「異議申立の内容」を明記し、メールにて送付します。送付先は以下の通りです。

容量市場受付窓口： youryou_uketsuke@occto.or.jp

4.5 異議申立の妥当性審査結果の受領

本項では、異議申立の妥当性審査結果の受領について説明します。

本機関は異議申立を受領後、異議申立の妥当性について審査し、容量提供事業者はその結果をメールにて連絡します。容量提供事業者は、本機関からの異議申立の妥当性審査結果を受領後、内容を確認してください。

異議申立が認められた場合は、調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象ではなくなります。ただし、容量停止計画を提出しているエリア・時期が供給信頼度確保に影響を与えている場合は、メーカー・作業員の確保の理由等で調整不調電源に科される追加設備量を利用する場合の経済的ペナルティの対象となることを免れたとしても、供給信頼度確保に影響を与える際の経済的ペナルティの対象であることは変わりません。

異議申立が認められなかった場合は、調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象となります。

4.6 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確認

本項では、本機関が最終的に判断した調整不調電源に科される経済的ペナルティの確認について説明します。

容量停止計画の調整業務の対象となる電源等は、対象実需給2年度前の2月末頃、調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象有無が確定します。

容量提供事業者は、対象の電源が調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象になっているかは、以下の手順に従い、容量市場システムから確認してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして「電源等情報一覧画面」へ進みます。「実需給年度」等必要情報を入力し、「検索」ボタンをクリックします。「電源等情報一覧（安定電源）」又は「電源等情報一覧（変動電源（単独））」にて対象の「電源等識別番号」リンクをクリックして「電源等情報詳細画面」に進みます。

「電源等情報詳細画面」の「調整不調電源情報」にて「日数」と「減額率[%]」を確認してください（図 4-5 参照）

実需給年度	2044		
事業者コード	7Y03		
参加登録申請者名	事業者C		
電源等識別番号	0000010110		
電源等の名称	事業者C000_安定1		
受電地点特定番号	1234567890123456789011		
系統コード	20031		
エリア名	中部		
同時最大受電電力[kW]	110,000		
経過措置係数[%]	58.00		
余力活用契約締結	無		
調整不調電源情報	日数	30.0000	
	減額率[%]	6.0000	
	広域機関判断結果		
画面機能	未公開		

図 4-5 「電源等情報詳細画面」の画面イメージ

日数と減額率[%]の両項目に0ではない値が登録されている電源は、調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象です。（図 4-6 参照）

	やむを得ない理由	日数	減額率[%]	経済的ペナルティの対象・対象外
調整不調電源	認められた場合※	0.0000	0.3000%	対象外
	認められなかった場合 /未提出	*.****	0.3000%	対象
調整不調電源以外	—	空欄 or 「0」	空欄 or 「0」	対象外

※やむを得ない理由が認められても調整不調電源となる。

図 4-6 「経済的ペナルティの対象の確認」

調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象となった電源の容量提供事業者に対して、本機関より減額率と調整不調日数を記載した「調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給2年度前）」（図 4-7 参照）を添付したメールを送付しますので、内容をご確認ください。

審査結果として通知済みの内容と相違があるなど、通知書の記載内容に不備がある場合は、容量提供事業者は通知書の受領から5営業日以内に本機関に連絡してください。

通知書に関する連絡先は以下の通りです。

容量市場受付窓口： youryou_uketsuke@occto.or.jp

なお、容量市場システムの「広域機関判断結果」は以下のように表示されます。

- ・ 調整不調電源では調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象・対象外によらず「ペナルティ要素対象外」
- ・ 調整不調電源以外では「調整不調電源対象外」

注：最終的な経済的ペナルティ額の通知について

最終的な経済的ペナルティ額は、実需給期間中に送付する「調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給年度）」で通知します。（図 4-8）

当該通知書において、最新の契約情報に基づき算定された経済的ペナルティ金額を通知します。通知書の記載内容に不備がある場合は、容量提供事業者は通知書の受領から5営業日以内に本機関に連絡してください。

通知書の内容に不備が無かった場合、各月の容量確保契約金額の支払・請求の初月の算定時に調整不調電源に科される経済的ペナルティへ反映されます。

通知書に関する連絡先は以下の通りです。

容量市場受付窓口： youryou_uketsuke@occto.or.jp

なお、容量市場システムの「広域機関判断結果」は以下のように表示されます。

- ・ 調整不調電源では調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象・対象外によらず「ペナルティ要素対象外」
- ・ 調整不調電源以外では「調整不調電源対象外」

調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給2年度前）

通知日：20XX年X月X日

通知書番号：TPXXXXXXXX-A

XXXXX 御中

電力広域的運営推進機関
〒100-6607
東京都千代田区丸の内1丁目9番2号
グラントウキョウサウスタワー7階
問い合わせ先
部署：需給計画部 容量市場センター
電話番号：0570-044-777（代表）
e-Mail：youryou_uketsuke@occto.or.jp

■事業者情報

応札年度〔年〕	20XX
事業差コード	XXXXX
事業者名	XXXXX
対象実需給年度〔年度〕	XXXXX

■対象となる調整不調電源の詳細情報

電源等識別番号	XXXXX
電源等名称	XXXXX
エリア名	XXXXX
停止期間（作業開始日/作業終了日）	XXXXX/XXXXX

■広域機関判断結果

調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象・対象外 ^{※1}		経済的ペナルティ対象
経済的ペナルティ額（参考）〔円〕		XXXXX
経済的ペナルティ額の内訳	契約単価〔円/kW〕	XXXXX
	契約容量 ^{※2} 〔kW〕	XXXXX
	容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額〔円〕	XXXXX
	減額率〔%/日〕	0.3
	調整不調日数〔日〕	XXXXX

本通知書における経済的ペナルティ額（参考）は、実需給2年度前時点の契約情報に基づき算出された参考値となります。各月の容量確保契約金額の支払・請求の初月の算定時に反映されるペナルティ額は、実需給期間中に別途送付される「調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給年度）」にてご確認ください。

経済的ペナルティ額＝（契約単価×契約容量^{※2}－容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額）×減額率×調整不調日数

本通知書の内容に不備がある場合は、5営業日以内に電力広域的運営推進機関に連絡してください。
また、供給信頼度確保への影響及び追加設備量利用の有無については、電力広域的運営推進機関HPに掲載されている供給信頼度評価の算定結果から確認してください。

※1：容量市場システムの広域機関判断結果欄は「ペナルティ要素対象外」として表示されます。
※2：実需給2年度前時点の契約容量。ただし、契約容量がメインオークション落札時の契約容量を上回る場合は、メインオークションの落札時の契約容量とする。

図 4-7 「調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給2年度前）」のイメージ

調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給年度）

通知日：20XX年X月X日

通知書番号：TPXXXXXXXX-B

XXXXX 御中

電力広域的運営推進機関
〒100-6607
東京都千代田区丸の内1丁目9番2号
グラントウキョウサウスタワー7階
問い合わせ先
部署：需給計画部 容量市場センター
電話番号：0570-044-777（代表）
e-Mail：youryou_uketsuke@occto.or.jp

■事業者情報

応札年度〔年〕	20XX
事業差コード	XXXXX
事業者名	XXXXX
対象実需給年度〔年度〕	XXXXX

■対象となる調整不調電源の詳細情報

電源等識別番号	XXXXX
電源等名称	XXXXX
エリア名	XXXXX
停止期間（作業開始日/作業終了日）	XXXXX/XXXXX

■広域機関判断結果

調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象・対象外 ^{※1}		経済的ペナルティ対象
経済的ペナルティ額〔円〕		XXXXX
経済的ペナルティ額の内訳	契約単価〔円/kW〕	XXXXX
	契約容量 ^{※2} 〔kW〕	XXXXX
	容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額〔円〕	XXXXX
	減額率〔%/日〕	0.3
	調整不調日数〔日〕	XXXXX

本通知書における経済的ペナルティ額は、経済的ペナルティ確定時の減額率・調整不調日数と、最新の契約情報に基づき算出されたものであり、各月の容量確保契約金額の支払・請求の初月の算定時に反映されます。

経済的ペナルティ額＝（契約単価×契約容量^{※2}−容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額）×減額率×調整不調日数

本通知書の内容に不備がある場合は、5営業日以内に電力広域的運営推進機関に連絡してください。
また、供給信頼度確保への影響及び追加設備量利用の有無については、電力広域的運営推進機関HPに掲載されている供給信頼度評価の算定結果から確認してください。

※1：容量市場システムの広域機関判断結果欄は「ペナルティ要素対象外」として表示されます。
※2：実需給時点の契約容量。ただし、契約容量がメインオークション落札時の契約容量を上回る場合は、メインオークションの落札時の契約容量とする。

図 4-8 「調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給年度）」のイメージ

注：電源等差替を行った電源における留意事項

容量確保契約は本機関と差替元電源等提供者間で締結されているため、容量停止計画の登録主体は差替元電源等提供者となります。ただし、容量市場システムの調整不調電源情報（日数、減額率[%]、広域機関判断結果）の更新があった場合の通知については、差替先電源等提供事業者へ通知されますので、差替事業者間で連携のうえご対応ください。

一方で、「調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給2年度前）」、「調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給年度）」については容量確保契約の契約主体である差替元電源等提供者に対して送付されます。差替元電源等提供者・差替先電源等提供者間で必要に応じて当該通知内容を共有の上、内容を確認してください。

第5章 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了

以降の業務

本章では、実需給年度2年度前の2月頃に実施する調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了以降の業務に関する以下の内容について説明します（図5-1、図5-2参照）。

注：本業務については、実需給年度2年度前の2月頃に実施する調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了以降に容量停止計画の追加・変更が生じた場合の手続きとなります。このため、変更が発生していない容量提供事業者については、実施いただく業務はありませんので、対応は不要となります。

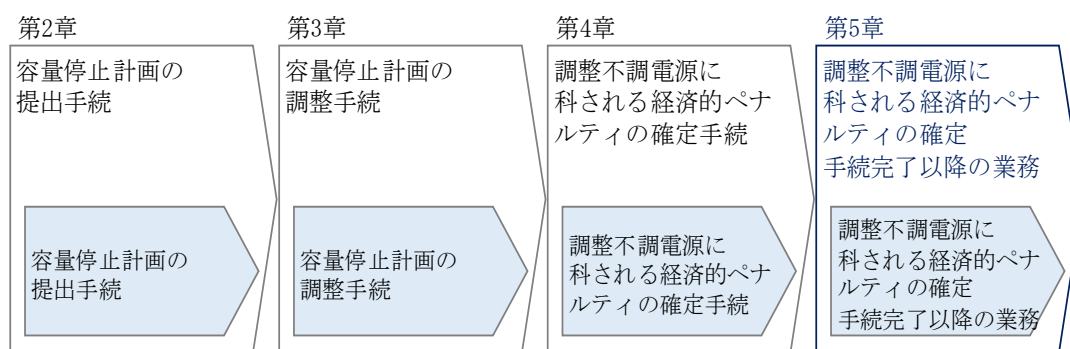


図 5-1 第5章の構成

- 5.1 影響を受ける他の事業者の同意の取得
- 5.2 変更が生じた旨の連絡
- 5.3 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了以降の容量停止計画の提出

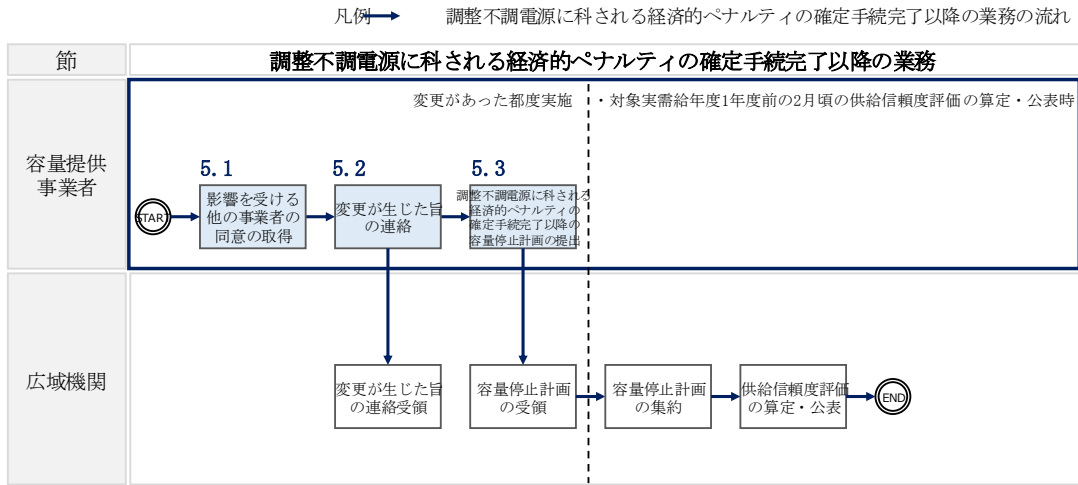


図 5-2 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了以降の業務
(詳細は Appendix. 2 参照)

5.1 影響を受ける他の事業者の同意の取得

本項では、影響を受ける他の事業者の同意の取得について説明します。

注：容量停止計画の調整期間の終了以降は、原則として、容量停止計画の追加・変更は認めないこととします。

同様に、電源の出力停止等を伴う流通設備作業についても、原則として、容量停止計画の調整期間の終了以降は、追加・変更は認めないこととします。

ただし、法令上の対応や緊急的な設備トラブル、容量停止計画の調整期間終了以降の期間に属地一般送配電事業者から調整依頼が発生した場合による追加・変更はこの限りではありません。

なお、やむを得ない理由により、容量停止計画の調整期間の終了以降に作業計画を追加・変更する場合は、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意が得られることを基本に、追加・変更を認めることとします。

作業変更等の必要が生じた場合は、作業工程を再検討した上で、作業変更により影響を受ける他の事業者の同意を取得してください。影響を受ける他の事業者については属地一般送配電事業者を確認を行ってください。また、同意を得るための調整は容量提供事業者が主体的に実施していただく必要があります。

5.2 変更が生じた旨の連絡

本項では、変更が生じた旨の連絡について説明します。

容量停止計画の追加・変更の必要が発生した場合は、速やかに以下の容量市場受付窓口にてその容量停止計画と変更前後の出力可能容量の増減値・変更理由を示す資料を送付してください。メールの送付先は以下の通りです。

容量市場受付窓口： youryou_uketsuke@occto.or.jp

注：容量停止計画の調整期間終了以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更を行ったことで供給信頼度確保へ影響を与える場合には、実需給2年度前の2月頃の供給信頼度算定結果をもとに容量確保契約約款第16条に記載の式に則り算定した経済的ペナルティ金額を1.5倍したものを科す場合があります。

5.3 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了以降の容量停止計画の提出

本項では、容量停止計画の容量市場システムへの提出方法について説明します。

提出方法としては次の2通りがあり、それぞれについて説明します。なお、変更後の容量停止計画については、供給計画や作業停止計画の内容と整合させることが必要です。

① CSV ファイルのアップロードによる登録方法（新規登録を一括で実施する場合）

容量停止計画の内容を CSV ファイルに記載の上、容量市場システムにアップロードすることで容量停止計画を提出することができます。容量提供事業者が複数電源を応札している場合及び複数の停止計画を予定している場合は、1 ファイルにまとめてアップロードすることも可能です。

以下の手順に沿い、容量市場システムからダウンロードした CSV ファイルを用いて、記載項目一覧（表 5-1 参照）に沿って反映した容量停止計画を容量市場システムへアップロードしてください。なお、提出するファイルは、別途公表する容量停止計画提出用 CSV ファイル作成支援ツールを用いて作成することもできます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブにて「容量停止計画管理」ボタンをクリックし、「容量停止計画一覧画面」へ進みます。「実需給年度」、「電源等識別番号（10 桁）」を入力し、「設定用 CSV 出力」ボタンをクリックすると、「容量停止計画設定 CSV」が出力されます。

出力した CSV ファイルは、TXT ファイル形式で開き、編集します（図 5-3 参照）。各項目は、カンマ「,」によって区切られております。

注：容量停止計画をまとめる場合の留意点

複数の容量停止計画を1つにまとめる場合の留意点は次のとおりです。

- ・1行に1つの容量停止計画の情報を入力し、複数の計画がある場合は2行目以降に入力してください。
- ・1ファイルに複数電源の容量停止計画をまとめた場合、先頭行の電源等識別番号（10 桁）をファイル名に記載してください。
- ・容量停止計画は号機単位で作成してください。ただし、対象実需給年度においてメインオークション及び長期脱炭素電源オークションに係る契約を締結している水素・アンモニア混焼の火力電源及び CCS 付火力電源の容量停止計画を提出する場合は、号機単位の容量停止計画をもとに契約単位の容量停止計画を作成の上、提出してください。

契約単位の容量停止計画提出にあたっての出力可能容量は、号機単位の出力可能容量に、電源全体の設備容量（送電端）に対する各契約の「契約容量に相当する設備容量（送電端）」の割合を乗じて算定してください。

契約単位の「契約容量に相当する設備容量（送電端）」は以下のとおりです。なお、「設備容量（送電端）」、「混焼率」、「CO₂回収率」については、長期脱炭素電源オークションの電源等情報として提出済の値を使用してください。

既設火力の改修のうち水素・アンモニア混焼の火力電源：

①長期脱炭素電源オークションの契約分：

電源全体の設備容量(送電端) × 混焼率

②メインオークションの契約分：

電源全体の設備容量(送電端) − ①の容量

既設火力の改修のうち CCS 付火力電源：

①長期脱炭素電源オークションの契約分：

化石燃料部分の設備容量(送電端) × CO₂ 回収率

②メインオークションの契約分：

電源全体の設備容量(送電端) − ①の容量

- ・ 月を跨ぐ作業計画は、月単位に分けて容量停止計画を作成してください。
- ・ 複数事業者の容量停止計画を1ファイルにまとめることはできませんので、事業者ごとにファイルを作成してください。
- ・ 容量停止計画を変更する場合は、変更する計画のみ提出してください。変更しない計画が含まれる場合は、該当の行を削除の上で、提出してください。

【停止情報追加後】

必要事項を入力する（容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧）を参照

“容量停止計画ID”、“実需給年度”、“電源等識別番号”、“電源等の名称”、“電源等差替ID”、“差替元電源等識別番号”、“受電地点特定番号”、“枝番”、“停止設備（号機単位の名称）”、“系統コード（号機単位）”、“作業開始年月日”、“作業開始時分”、“作業終了年月日”、“作業終了時分”、“広域受付番号”、“出力可能容量[kW]”、“容量停止計画登録状況”、“登録区分”

2026, 0000009141, 電源7Y10, 安定1, 0000000352, 0000009043, 3300000000000000000020, 1, 1号機, 21111, 20260401, 1000, 20260430, 2000, 1234567, 1500, 1
2026, 0000009141, 電源7Y10, 安定1, 0000000352, 0000009043, 3300000000000000000020, 2, 2号機, 22221, 20260515, 1000, 20260530, 2000, 1234568, 2500, 1
2026, 0000009141, 電源7Y10, 安定1, 0000000352, 0000009043, 3300000000000000000020, 3, 3号機, 23331, 20260620, 1000, 20340630, 2000, 1234569, 3500, 1

容量停止計画を提出しない場合は、対象行を削除する

図 5-3 容量停止計画設定 CSV

表 5-1 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧

CSV データ配列	項目	留意点
①	容量停止計画 ID	編集しないでください（空欄、又は入力済みの値のまま）
②	実需給年度	対象となる実需給年度を入力 （登録済みの場合は変更不要）
③	電源等識別番号	提出する容量停止計画の電源等識別番号（10桁）を入力 （登録済みの場合は変更不要）
④	電源等の名称	提出する容量停止計画の電源等の名称を入力 （登録済みの場合は変更不要）
⑤	電源等差替 ID	電源等差替を実施している場合には電源等差替 ID（10桁）を入力 ※電源等差替を実施していない場合も、CSV データ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）で入力してください
⑥	差替元電源等識別番号	差替元電源等識別番号（10桁）を入力 ※電源等差替を実施していない場合も、CSV データ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）で入力してください
⑦	受電地点特定番号	提出する容量停止計画の受電地点特定番号（22桁）を入力 （登録済みの場合は変更不要）

CSV データ配列	項目	留意点
⑧	枝番	容量市場システムにより号機単位で附番される番号を入力 (登録済みの場合は変更不要)
⑨	停止設備 (号機単位の名称)	提出する容量停止計画の電源等の号機単位の名称を入力 (登録済みの場合は変更不要)
⑩	系統コード (号機単位)	提出する容量停止計画の電源等の系統コード (5桁) を入力 (登録済みの場合は変更不要)
⑪	作業開始年月日	YYYYMMDD 形式の半角数字で入力 例: 2027 年 10 月 1 日に作業開始の場合 「20271001」と入力
⑫	作業開始時分	hhmm 形式の半角数字で入力 例: 9:05 に作業開始の場合「0905」と入力
⑬	作業終了年月日	YYYYMMDD 形式の半角数字で入力例: 2027 年 10 月 3 日に作業終了の場合「20271003」と入力
⑭	作業終了時分	hhmm 形式の半角数字で入力 例: 9:05 に作業終了の場合「0905」と入力 ※24:00 に作業終了の場合「2359」と入力
⑮	広域受付番号	広域機関システムを参照し、該当する作業停止計画に附番されている広域受付番号 (7桁) を入力 ※広域機関システムに作業停止計画を提出していない場合は、「zzzzzzzz」と入力
⑯	出力可能容量[kW]	1 以上の整数を入力 ※少数点以下第1位を切り捨て ※出力可能容量が 0kW の場合は「1」と入力
⑰	容量停止計画登録状況	編集しないでください (空欄、又は入力済みの値のまま)
⑱	登録区分	1, 2 のいずれかの半角数字を入力 1: 初回登録 2: 変更 (2 回目以降)

容量停止計画の入力後、保存をして容量市場システムに提出します。

容量停止計画のファイル名は「容量停止計画_事業者コード（4桁）_対象実需給年度_電源等識別番号（10桁）_R 変更回数.CSV」としてください。なお、ファイルサイズが1MBを超える場合には、ファイルを分割し、提出してください。その場合のファイル名は「容量停止計画_事業者コード（4桁）_対象実需給年度_電源等識別番号（10桁）_A 枝番_R 変更回数.CSV」としてください。

例）ファイルを分割しない場合

容量停止計画_0123_yyyy_0123456789_R0.CSV

事業者	対象	電源等	変更
コード	実需給年度	識別番号	回数

例）ファイルを2個に分割する場合

1 個目：容量停止計画_0123_yyyy_0123456789_A1_R0.CSV

事業者	対象	電源等	枝番	変更
コード	実需給年度	識別番号		回数

2 個目：容量停止計画_0123_yyyy_0123456789_A2_R0.CSV

事業者	対象	電源等	枝番	変更
コード	実需給年度	識別番号		回数

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「一括登録・変更」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面」へ進みます。

「ファイル種別」にて「9:容量停止計画登録・変更」を選択します。「ファイル選択」ボタンをクリックし、アップロードしたい容量停止計画を選択します。容量停止計画のファイル名が容量市場システム上に表示されたら、「アップロード」ボタンをクリックし、提出を完了します（図 5-4 参照）。

容量市場システム

ログイン日時: 2021/02/03 14:47
ユーザ名: 担当 ア(フェーズ2) ログアウト

一括登録・変更画面

TOP > 参加登録 > 一括登録・変更 > 一括登録・変更画面

ファイル種別 * ファイル種別を指定してください。
9:容量停止計画登録・変更

アップロードファイル * アップロードファイルを選択してください。
(アップロードファイル名)

ファイル選択

ポータル
トップ

アップ
ロード

Copyright OCCTO. All Rights Reserved.

容量停止計画（年間）を「ファイル選択」
ボタンから選択し、アップロードボタン
をクリックしてください。

図 5-4 容量停止計画登録の画面イメージ

容量市場システムに容量停止計画を提出した後、以下の手順にて容量停止計画が正しく登録できているかを必ず確認してください。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「一括登録・変更結果確認」リンクをクリックして、「一括登録・変更画面結果確認画面」へ進みます。（図 5-5 参照）

「ファイル種別」にて「9:容量停止計画登録・変更」を選択し、登録日を入力して「検索」ボタンをクリックします。「一括登録結果一覧」に条件に合致する容量停止計画が表示されます。「登録結果」が「処理中」となっている場合は、まだシステム内で処理が終了しておりません。1時間程度時間を空けて再度確認してください。「登録結果」が「OK」となっていれば正しく登録されていますが、「登録結果」が「NG」と表示されている場合、正しく登録されておりませんので、エラーを修正後、再提出が必要になります。

「NG」となった場合、当該の容量停止計画の「選択」欄にチェックを入れ、「CSV出力」ボタンをクリックして、「一括登録・変更エラー一覧 CSV ファイル」をダウンロードします。内容を確認し¹⁴、エラーとなっている原因を解消し、再度容量停止計画を提出してください。

¹⁴ 「一括登録・変更エラー一覧 CSV ファイル」は、ご利用のコンピュータによっては、EXCEL形式で開くと文字化け等によりうまく読み取れないことがあります。その場合はTXTファイル形式等で開き、内容を確認してください。

「登録結果」を確認し、「OK」と表示されている容量停止計画は正しく登録できています。「NG」と表示されているものは、正しく登録できておりませんので、原因を確認して再登録してください。

選択	登録ファイル名	事業者コード	参加登録申請者名	ユーザID	登録日時	登録結果
☐	容量停止計画_〇〇株式会社_2044_000010110.csv	7Y93	事業者C	U300094505	2021/02/04 10:47:20	NG
☐	容量停止計画_〇〇株式会社_2044_000010110.csv	7Y93	事業者C	U300094505	2021/02/04 11:28:42	NG
☐	容量停止計画_〇〇株式会社_2044_000010110.csv	7Y93	事業者C	U300094505	2021/02/04 12:32:29	OK

図 5-5 一括登録・変更結果確認画面

② 容量市場システム上で直接登録（新規登録を個別で実施する場合）

個別の容量停止計画の提出は、容量市場システム上で直接登録することも可能です。容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブにて「容量停止計画管理」ボタンをクリックし、「容量停止計画一覧画面」へ進みます。「新規登録」ボタンをクリックし、登録対象の「電源等識別番号（10桁）」を入力、「検索」ボタンをクリックすると、検索条件に紐づく電源等情報詳細一覧が表示されます。容量停止計画の登録対象とする電源等情報詳細を選択の上、画面に従って必要項目を入力してください（図 5-6 参照）。必要情報の入力後、「実行」ボタンをクリックすると確認ダイアログが表示されます。容量停止計画情報を登録する場合、[OK]をクリックしてください。容量停止計画情報の登録をキャンセルする場合、[キャンセル]をクリックしてください。確認ダイアログにて「OK」をクリック後、完了画面が表示された場合、容量停止計画情報の登録が完了となります。

容量市場システム

容量停止計画情報登録画面

ログイン日時: 2023/08/17 14:28 ユーザー: 事業部 担当者 ログアウト

TOP > 容量停止計画 > 容量停止計画管理 > 容量停止計画一覧画面 > 容量停止計画情報登録画面

容量停止計画情報

電源等識別番号 * 半角英数字で入力してください。 0000005060

電源等差替ID 半角数字で入力してください。

検索

電源等情報一覧

選択	枝番	号機単位の名称	系統コード	電源種類の区分	発電方式の区分	設備容量[kW]	運用年月	実需給年度	詳細
☒	1	H115電源1_1号機	H1150	火力	石炭	500,000	2024/05	2052	詳細
☐	2	H115電源1_2号機	H1150	火力	LNG (GTOC)	300,000	2024/05	2052	詳細
☐	3	H115電源3号機	H1150	火力	LNG (その他)	200,000	2024/05	2052	詳細

必須項目を入力

提出元事業者コード H115

作業開始日時 * yyyy/mm/dd HH:MM形式で入力してください。 [] : []

作業終了日時 * yyyy/mm/dd HH:MM形式で入力してください。 [] : []

広域受付番号 * 全角または半角文字で入力してください。

出力可能容量[kW] * 半角数字で入力してください。

図 5-6 個別の容量停止計画情報登録画面イメージ

容量停止計画を誤って提出した場合、「容量停止計画登録状況」が広域確認前（「登録確認待」「変更確認待」「取消確認待」）の状態であれば、容量停止計画は取下げ¹⁵が可能です。また、「容量停止計画登録状況」が広域確認後（「調整不調電源反映済」）の状態であれば、容量停止計画の変更、若しくは削除の場合は取消¹⁶することができます。

容量市場システム「ポータルトップ画面」の「容量停止計画」タブから「容量停止計画管理」リンクをクリックして、「容量停止計画一覧画面」へ進みます(図 5-7 参照)。「実需給年度」を入力し、「検索」ボタンをクリックすると、該当する容量停止計画が一覧表示されます。取下げたい容量停止計画の「選択」欄にチェックを入れて、「取下げ」「取消」をクリックすると、登録した容量停止計画を取下げ及び取消することができます(図 5-8 参照)。

¹⁵ 容量停止計画の登録や変更、取消を「取下げ」することで、「容量停止計画登録状況」を当該の操作前の状態に戻します。

¹⁶ 提出した容量停止計画の「取消」をした場合、対象の登録している計画が削除され、未登録の状態となります。

注：容量市場システム上のステータスは、容量停止計画の調整期間と同様（『2.2 長期固定電源の容量停止計画の提出』参照）になりますが、容量停止計画の調整期間終了後に登録された容量停止計画については、広域確認前（「登録確認待」「変更確認待」「取消確認待」）の状態で維持されます。対象実需給年度1年度前の2月頃の供給信頼度算定結果の公表時に、ステータスが変更されます。

図 5-7 容量停止計画一覧画面イメージ

取下げたい容量停止計画の「選択」欄にチェックを入れて、「取下げ」、「取消」をクリックすると、登録した容量停止計画を取下げ、取消をすることができます

図 5-8 容量停止計画の取下げ・取消イメージ

注1：やむを得ない理由により、容量停止計画の調整期間の終了以降に作業計画を追加・変更する場合については、供給計画と内容を整合の上、対象実需給年度1年度前の2月頃までに容量停止計画を提出してください。具体的な期日は別途容量市場システムから周知します。

対象実需給年度1年度前の2月頃に容量停止計画調整期間終了後に提出のあった容量停止計画を集約して、供給信頼度算定結果を公表します。

期日後に容量停止計画の追加・変更があった場合、再度供給信頼度算定結果の公表が必要となる場合があるため、提出内容に不備等が無いようご注意ください。

容量停止計画の変更により、調整期間終了以降に容量提供事業者の事由による停止期間の追加を行ったことで供給信頼度確保へ影響を与える場合には、実需給2年度前の2月頃の供給信頼度算定結果をもとに容量確保契約約款第16条に記載の式に則り算定した経済的ペナルティ金額を1.5倍したものを科す場合があります。

経済的ペナルティの対象となった際の手続きについては、当該容量提供事業者と個別に調整させていただきます。

注2：調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了以降に市場退出があった場合

市場退出があった場合については、退出相当の契約容量を控除した容量にて調整不調電源に科される経済的ペナルティを算定いたします。

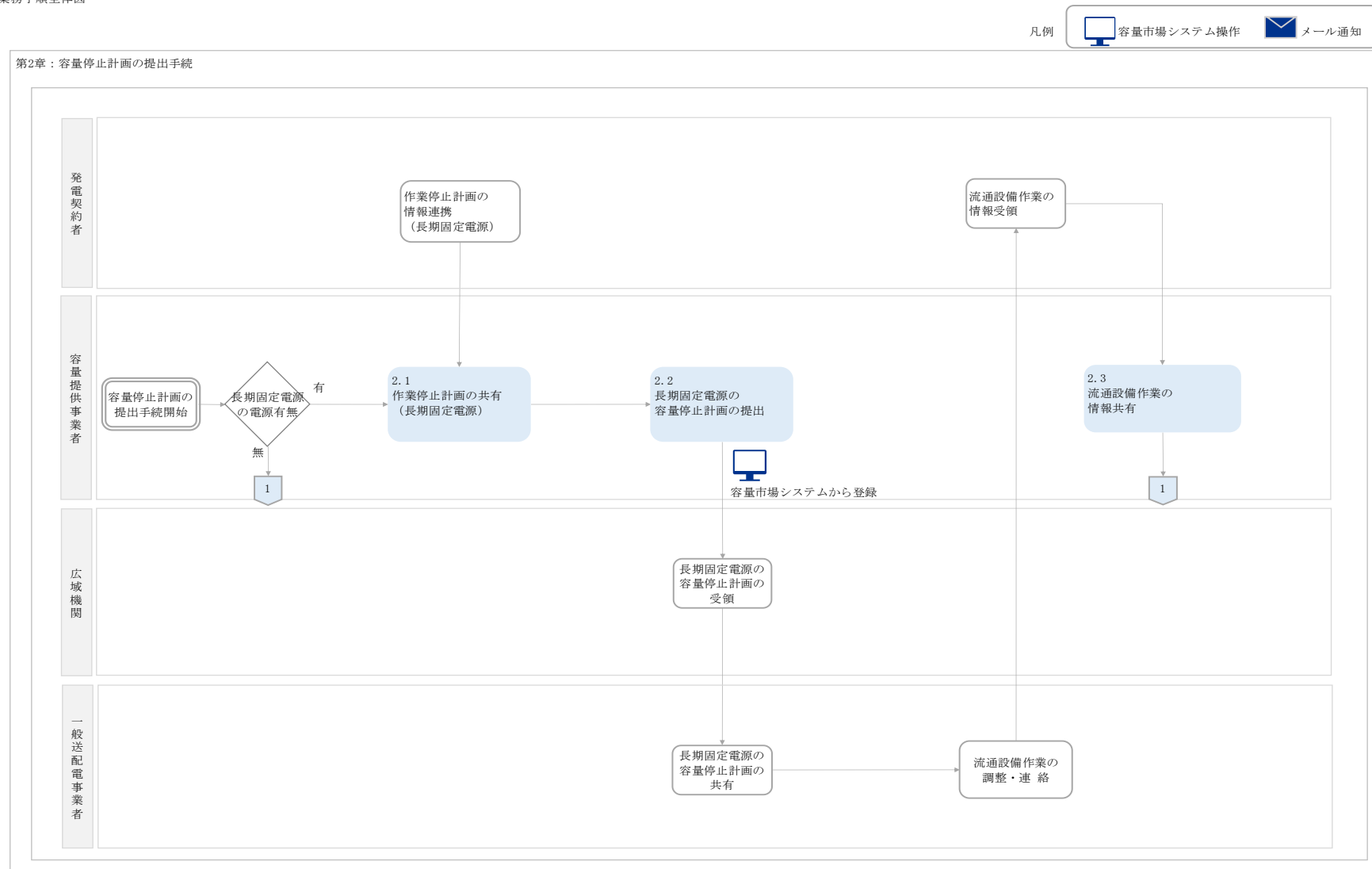
Appendix.1 図表一覧

図 1-1 容量停止計画の調整業務に関する実施期間.....	4
図 1-2 容量停止計画の調整業務の構成.....	5
図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）.....	6
図 1-4 月平均値の算定方法（「月間計画の算定期間、指定時」で指定する「月間」の月の例）.....	9
図 1-5 月平均値の算定方法（「月間計画の算定期間、指定時」で指定する「後半」の月の例）.....	10
図 1-6 月平均値の算定方法（月を跨ぐ作業の例）.....	10
図 2-1 第2章の構成.....	11
図 2-2 容量停止計画の提出手続の詳細構成.....	12
図 2-3 容量停止計画設定 CSV.....	16
図 2-4 容量停止計画登録の画面イメージ.....	19
図 2-5 一括登録・変更結果確認画面.....	20
図 2-6 個別の容量停止計画情報登録画面イメージ.....	21
図 2-7 容量停止計画一覧画面イメージ.....	22
図 2-8 容量停止計画の取下げ・取消イメージ.....	22
図 2-9 容量市場システムのステータス遷移図.....	25
図 2-10 容量停止計画設定 CSV.....	29
図 2-11 容量停止計画登録の画面イメージ.....	33
図 2-12 一括登録・変更結果確認画面.....	34
図 2-13 個別の容量停止計画情報登録画面イメージ.....	35
図 2-14 容量停止計画一覧画面イメージ.....	36
図 2-15 容量停止計画の取下げ・取消イメージ.....	36
図 2-16 容量市場システムのステータス遷移図.....	39
図 3-1 第3章の構成.....	40
図 3-2 容量停止計画の調整手続の詳細構成.....	40
図 3-3 調整が必要なエリア・時期の情報イメージ.....	43
図 3-4 ブロック構成の更新方法のイメージ.....	44
図 3-5 ブロック構成の変化に伴う調整不調電源の判定.....	45
図 3-6 調整不調電源としての登録状況の画面イメージ.....	46
図 3-7 容量停止計画調整スケジュールのイメージ.....	49
図 4-1 第4章の構成.....	53
図 4-2 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続の詳細構成.....	54
図 4-3 「電源等情報詳細画面」の画面イメージ.....	57

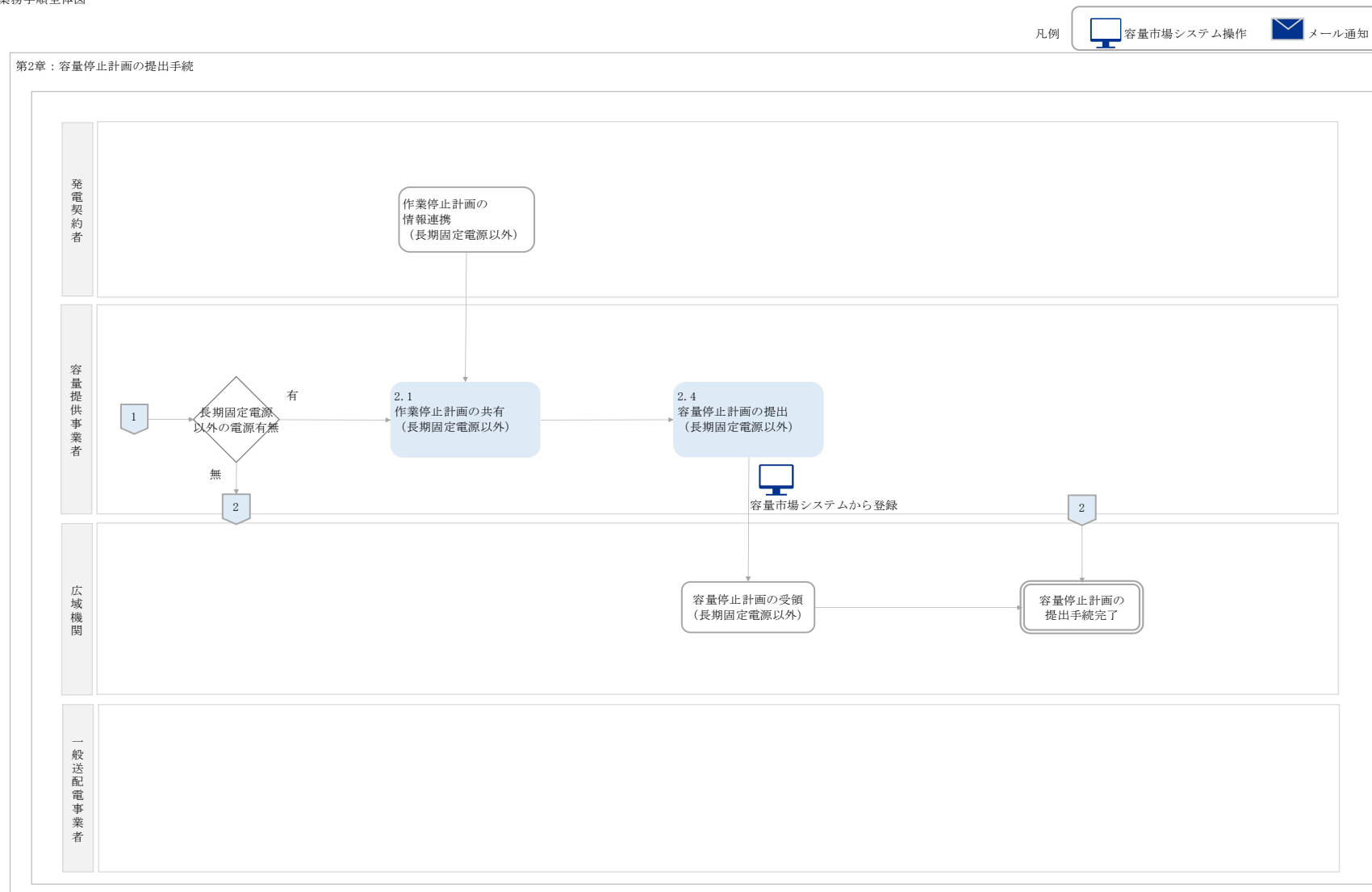
図 4-4 減額率の補正の考え方	60
図 4-5 「電源等情報詳細画面」の画面イメージ	62
図 4-6 「経済的ペナルティの対象の確認」	62
図 4-7 「調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給2年度前）」のイメージ	64
図 4-8 「調整不調電源に科される経済的ペナルティ通知書（実需給年度）」のイメージ	65
図 5-1 第5章の構成	67
図 5-2 調整不調電源に科される経済的ペナルティの確定手続完了以降の業務	68
図 5-3 容量停止計画設定 CSV	72
図 5-4 容量停止計画登録の画面イメージ	75
図 5-5 一括登録・変更結果確認画面	76
図 5-6 個別の容量停止計画情報登録画面イメージ	77
図 5-7 容量停止計画一覧画面イメージ	78
図 5-8 容量停止計画の取下げ・取消イメージ	78
表 2-1 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧	16
表 2-2 容量停止計画のシステム登録手続き一覧	23
表 2-3 容量市場システムにおけるステータス一覧	24
表 2-4 流通設備作業として通知される事項	26
表 2-5 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧	30
表 2-6 容量停止計画のシステム登録手続き一覧	37
表 2-7 容量市場システムにおけるステータス一覧	38
表 3-1 電源が調整不調電源として登録された場合の容量市場システム登録値	47
表 3-2 電源が調整不調電源でない場合の容量市場システム登録値	47
表 5-1 容量停止計画設定 CSV の記載項目一覧	72

Appendix.2 業務手順全体図

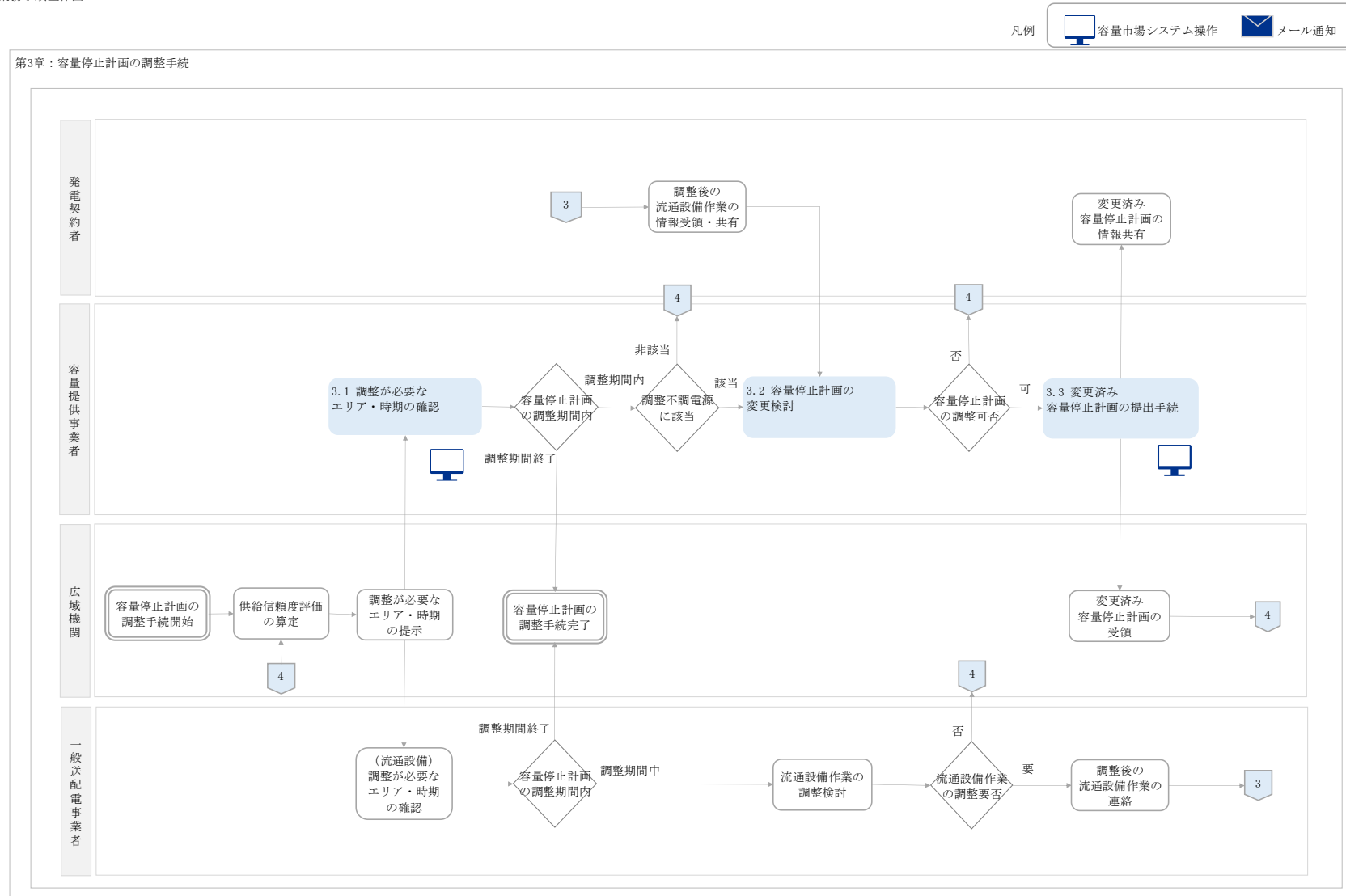
業務手順全体図



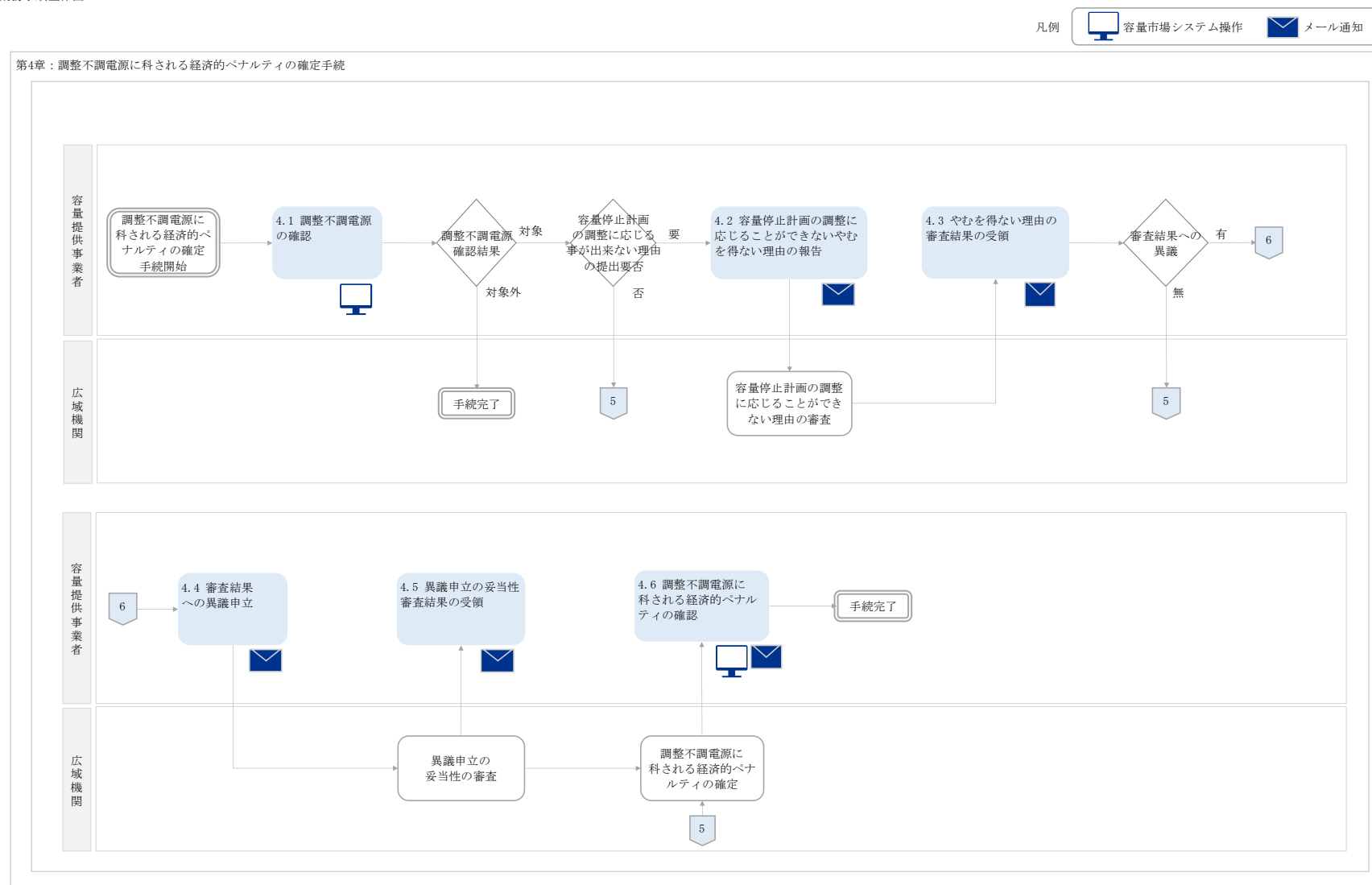
業務手順全体図



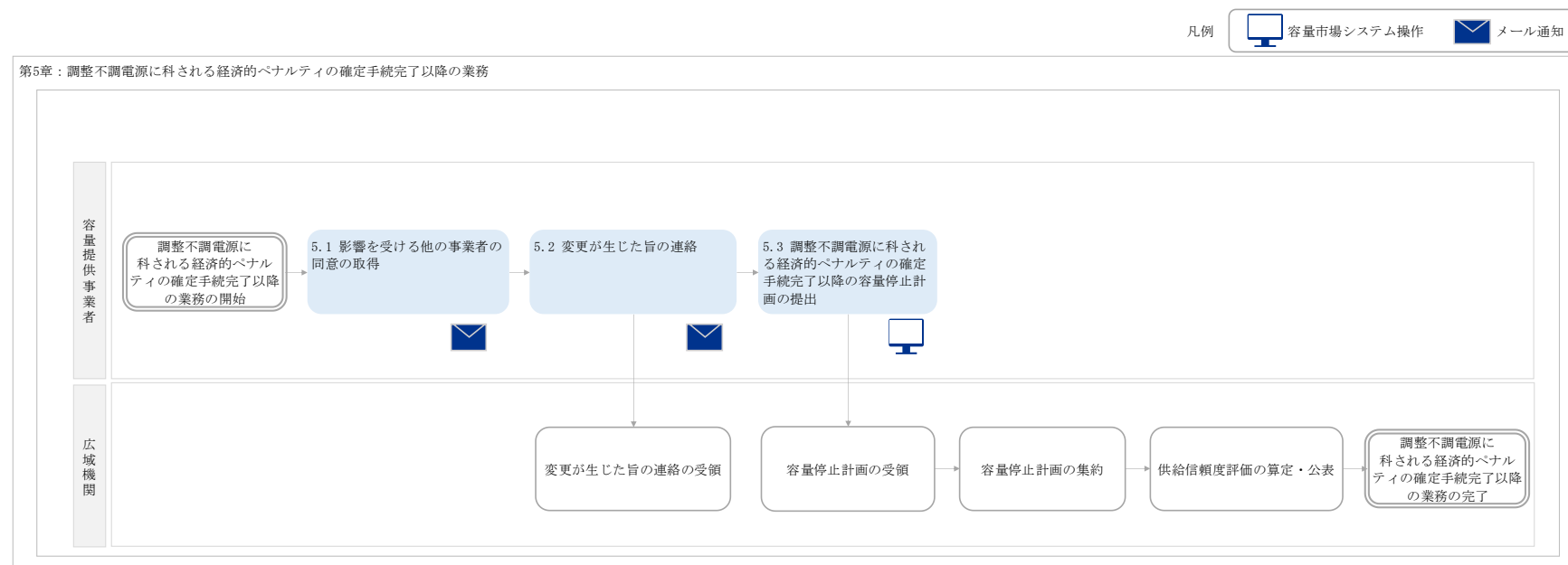
業務手順全体図



業務手順全体図



業務手順全体図



Appendix.3 様式一覧

様式1 流通設備作業に伴う発電制約一覧

様式１ 流通設備作業に伴う発電制約一覧

『様式２－３ 流通設備作業に伴う発電制約一覧（YYYY年度 受渡分）』

YYYY年MM月DD日

〇〇株式会社殿
（または）電力広域的運営推進機関

〇〇電力〇〇株式会社
〇〇部 中央給電指令所
所長名 等

YYYY年度の流通設備作業停止に伴い、貴社の発電制約は以下のとおり必要となります。

作業 NO	作業停止範囲 (流通設備名・番号)		作業期間		区分	作業 内容	制約 NO	制約期間		制約対象 設備	制約対象 発電機	制約量	制約理由	備考
			開始	終了				開始	終了					
1	〇〇送電線	2号線	MM月DD日 hh時mm分	MM月DD日 hh時mm分				MM月DD日 hh時mm分	MM月DD日 hh時mm分			別紙〇		
2	△△変電所 275kV	乙母線												
3	□□変電所 154kV	1号変圧器												
4														
5														

〈補足事項〉

- ・区分：「単日」、「毎日」、「連続」（制約が発生する区分を記載）
- ・制約理由：「熱容量」、「安定度」、「電圧」、「短絡地絡容量」、「周波数」

『様式２－３ 流通設備作業に伴う発電制約一覧（YYYY年度 受渡分）』（別紙○）

作業停止範囲	制約期間開始	制約期間終了	制約対象設備	制約対象発電機

【発電機停止計画があり発電機作業停止を実施した場合における発電制約量(送電損値)】

(単位：kW)

時間	MMJ分				MMJ分			
	平日	土曜	日曜祝日	節分日	平日	土曜	日曜祝日	節分日
0:00～0:30								
0:30～1:00								
1:00～1:30								
1:30～2:00								
2:00～2:30								
2:30～3:00								
3:00～3:30								
3:30～4:00								
4:00～4:30								
4:30～5:00								
5:00～5:30								
5:30～6:00								
6:00～6:30								
6:30～7:00								
7:00～7:30								
7:30～8:00								
8:00～8:30								
8:30～9:00								
9:00～9:30								
9:30～10:00								
10:00～10:30								
10:30～11:00								
11:00～11:30								
11:30～12:00								
12:00～12:30								
12:30～13:00								
13:00～13:30								
13:30～14:00								
14:00～14:30								
14:30～15:00								
15:00～15:30								
15:30～16:00								
16:00～16:30								
16:30～17:00								
17:00～17:30								
17:30～18:00								
18:00～18:30								
18:30～19:00								
19:00～19:30								
19:30～20:00								
20:00～20:30								
20:30～21:00								
21:00～21:30								
21:30～22:00								
22:00～22:30								
22:30～23:00								
23:00～23:30								

(補足事項)

- ・“-”と表記されたコマは「制約期間外のため発電制約無し」、”○”と表記されたコマにおいて「同属した発電機作業工區変更、想定需要等が変更となった場合の制約量は【発電機作業停止がない場合における発電制約量(送電損値)】をご覧ください。
- ・発電機作業停止を実施しても制約設備の運用容量を超過する（発電制約が生じる）場合は、作業停止発電機も含めた発電機で発電制約量を算出しています。
- ・”特殊日”とは、○月○日(○の日の)、○月○日(○の日の)を指します。(一般送配電事業等に定める日)

『様式2-3 流通設備作業に伴う発電制約一覧（YYYY年度 受渡分）』（別紙○）

作業停止期間	制約開始時刻	制約終了時刻	制約対象設備	制約対象発電機

【発電機作業停止がない場合における発電制約量(送電端値)】

(単位：kW)

時間	MM/分				MM/分			
	平日	土曜	日曜祝日	特休日	平日	土曜	日曜祝日	特休日
0:00～0:30								
0:30～1:00								
1:00～1:30								
1:30～2:00								
2:00～2:30								
2:30～3:00								
3:00～3:30								
3:30～4:00								
4:00～4:30								
4:30～5:00								
5:00～5:30								
5:30～6:00								
6:00～6:30								
6:30～7:00								
7:00～7:30								
7:30～8:00								
8:00～8:30								
8:30～9:00								
9:00～9:30								
9:30～10:00								
10:00～10:30								
10:30～11:00								
11:00～11:30								
11:30～12:00								
12:00～12:30								
12:30～13:00								
13:00～13:30								
13:30～14:00								
14:00～14:30								
14:30～15:00								
15:00～15:30								
15:30～16:00								
16:00～16:30								
16:30～17:00								
17:00～17:30								
17:30～18:00								
18:00～18:30								
18:30～19:00								
19:00～19:30								
19:30～20:00								
20:00～20:30								
20:30～21:00								
21:00～21:30								
21:30～22:00								
22:00～22:30								
22:30～23:00								
23:00～24:00								

(補足事項)

・“-”と表記されたコマは「制約期間外のため発電制約無し」となります。

・“特休日”とは、○月○日(○○の日)、○月○日(○○の日)を指します。(一般送配電事業者等に定める日)